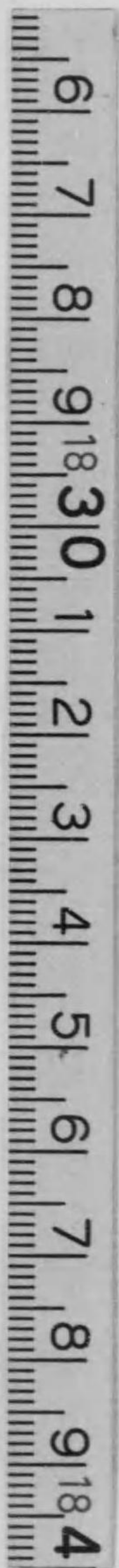


271

122



始



工/8T81

◇ 纂編會育教國帝 ◇

# 究研園稚幼

• 簿名覽一園稚幼國全 • 附



行發房書化文

1926

◇ 纂編會育教國帝 ◇

# 幼雅園研究

新  
令  
解  
釋

• 附全幼雅園一覽名簿 •



◇ 纂編會育教國帝 ◇

# 幼雅園研究

• 附全幼雅園一覽名簿 •

大正

15. 10. 5

內交

行發房書化文

1926

## 凡例

- 一 従来、幼稚園に関する法規は、小學校令並同施行規則の一部に收められてあつた。それが今回、獨立の教育令となつたことは、形式的にも、實質的にも、或る深い意義を有するものと見なければなるまい。於是本會は新令發布を記念するため、且つは幼稚園の普及と發達とを計るため斯界の權威者に依頼して、新令制定の精神、幼稚園の本質、新令の逐條解釋等についての稿を得て、茲に本書を編纂したる次第である。
- 二 新制幼稚園令通解中に引用せられた、小學校令並同施行規則は郡制廢止後（大正十五年七月一日）の改正法令に據る。
- 三 附録の全國幼稚園名簿は、大正十四年十月現在の文部省の調査に據る。

大正十五年七月十四日

帝國教育會  
編輯部

新令 幼稚園研究目次

一 幼稚園令の制定……………澤柳……………一

二 幼稚園の職能に就て……………倉橋……………九

三 日本幼稚園制度沿革史……………福士……………二三

    第一節 設置廢止に關する沿革……………三四

    第二節 保育の目的及方法の原則の沿革……………四七

    第三節 保育の課程に關する沿革……………五〇

    第四節 保育時間等に關する沿革……………五二

    第五節 編制に關する沿革……………五三

    第六節 職員に關する沿革……………五四

第七節 保姆の資格に關する沿革……………五六

第八節 保姆任用に關する沿革……………五六

第九節 保姆の服務懲戒俸給に關する沿革……………五九

第十節 設備に關する規程……………六〇

第十一節 保育料に關する沿革……………六二

第十二節 保姆養成機關に關する沿革……………六三

四 新制幼稚園令通解……………門田……………六九

    第一章 總    則

    第一節 幼稚園の目的……………六九

    第二節 保育の要旨……………七〇

    第三節 保育項目(課程)……………七

第二章 設置及廢止

第一節 總 則 ..... 六

第二節 設置及廢止 ..... 六

第三章 入園年齡

第四章 職員

第一節 總 則 ..... 三

第二節 園 長 ..... 四

第三節 保 姆 ..... 六

第四節 代用保姆 ..... 六

第五章 保姆檢定及免許狀

第一節 總 則 ..... 一〇一

第二節 無試驗檢定 ..... 一〇四

第三節 試驗檢定 ..... 一〇九

第六章 園長及保姆の進退・職務・服務等

第一節 總 則 ..... 一一三

第二節 園長及保姆の進退 ..... 一二四

第三節 園長及保姆の職務及服務 ..... 一二七

第四節 懲戒處分・業務停止及免許狀褫奪 ..... 一二八

第五節 俸給旅費及諸給與準則 ..... 一三三

第七章 編制及設備

第一節 編 制 ..... 一三四

第二節 設 備 ..... 一三五

第八章 保育料入園料 ..... 一三一

第九章 附 則 ..... 一三一

五 私立幼稚園の經營……………和田……………一三

六 附 錄

- 一、幼稚園令……………一
- 二、幼稚園令施行規則……………四
- 三、幼稚園令及同令施行規則制定ノ要旨並施行上ノ注意事項……………三
- 四、幼稚園令及同令施行規則實施ニ關スル注意事項……………一七
- 五、全國幼稚園名簿一覽……………一六

幼稚園令制定

文學博士 澤柳政太郎

## 幼稚園令の制定

文學博士 澤柳政太郎

幼稚園令といふのが勅令を以て制定せられた。今までも本令はあつたが然し單に小學校令の一部分としてこれに附帶せしめられてゐたに過ぎなかつたのが、此の度愈々獨立の法令となつて制定せられたのである。もつとも今回制定せられた本令の内容においては、從來の小學校令及小學校令施行規則中にあつたものと實質上大差ないものであるが、然し本令が單に他の法令に附隨したものではなくして、公然と獨立した法令として認めらるるに到つたといふ點に重要な相違がある。

元來幼稚園なるものは獨逸のフレートルによつて主張せられたものであつた。即ちフレートルは幼稚園の創設者として世界的の聲望を荷つてゐるのである。併しフ



レーベルが幼稚園を創始してから既に百数十年を経過してゐるにも拘らず、世界各国において未だ盛んであると言ふことができないのである。殊にその教育の發祥地たる獨逸においてすら、英米に比して却つて遜色がある位で、今日まで何れの國においても幼稚園教育に就いてあまり顧慮するところなく、従つてこれが國家教育の一部分を構成するものであるなどと考ふるものは、殆んど無いと言つてもよいのである。即ち唯單にその發達は自然に任せて國家が之れを獎勵し特別に補助を與ふるが如きことはなかつた。

然るに最近即ち千九百十八年に英國の教育制度に大改革が行はれたとき（時の文部大臣は有名なフツシャー氏であつた）英國はそれと同時に幼稚園教育を國家教育の重要な一部分と見るに到つたのである。この時の制度においてはこれを幼稚園と稱せずして保育學校（Nursery School）と名づけたのである。而して本令によれば市町村は保育學校設立の義務はないけれども若し設立したる際は小學校と同様國家

はその經費の半額を補助するといふのであつて、即ち小學校と同様に取扱ふやうになつてゐる。唯小學校の如く設立の義務がないといふまでであるが、その設立は能ふだけ獎勵してゐるのである。然るに英國において幼稚園令の制定はできたが、時恰も大戦役疲弊の後を享けて中央も地方も共に財政が困難なる關係から保育學校が急に盛になるといふことはできなかつた。然し一度英國の財政が常態に復すればそこに非常な發達を見るべきことは明らかなことである。尤も英國における保育學校はフレールールの幼稚園そのままではなく、マツクミラン女史が二十年來保育學校を設立經營して來たのによつてゐるものであつて、滿二歳より學齡期までの兒童を保護教育してゆくの幼稚園よりも少し廣いのである。所がこの保育學校の思想や施設は今は歐洲大陸より米國に移殖せられて發達してゐる。

兎に角何れにしても幼稚園に相當する教育或は今少し廣い意味の保育學校を英國が初めて國の教育の一部分をなすに到つたのであつて、その他の國にありては余の

知れる限り未だこれを國家教育制度の一部となすところはないやうに考へられる。然しマツクミラン女史の主張する學齡前の兒童の教育は極めて重大なことであつて近き將來において何れの國においても幼稚園教育が小學校教育と同一な取扱をなすであらうといふことは信すべきことである。

教育の趨勢を見ると何れの國家においても義務教育年限が延長されて來てゐる。即ち八ヶ年の義務教育年限にも満足せずの上更に四ヶ年補習教育を義務とするといふやうな所謂義務教育年限の延長が現今世界一般の趨向である。更にそれを以てすら満足されず、近來成人教育が盛んに主張せられるに到つた。我國においても近來成人教育を主張する傾向が生じて來た。併し我國においては各國のそれと較べて少しその趣を異にしてゐる。即ち外國においては一種の教育年限の延長であつてこれを一面から見ると、總ての人々に中等教育を施すべしといふ様な要求が諸國に起つてゐる。換言すれば中等教育を義務教育にせよといふのと同様である。もとより

中等教育を義務としたる國はないが、中等教育に力を用ひてゐることは事實である。然しこの方面は我國とその事情を異にしてゐる。即ち我國においては中等教育志望が寧ろ過多のために困つてゐる。故に歐米ではその普及を種々の方法を講じて鋭意努力しゐる。この努力してゐるところにその教育年限延長の意味がある。然るに我國においてはさなきだに多い中等教育に對する志願者に對して、これを獎勵するよりも如何にして調制するかといふ方が却つて重要な問題となつてをる。

併し歐米における補習教育成人教育の普及計畫の如きは、何れも教育年限を後の方へ延長しやうといふのである。然し英國における如く保育學校の施設經營を國家教育の重要な機關とすることはそれを前に延長しやうとするものである。教育を後に延長することも必要だが更にこれを前に延長するといふことも必要である。殊に教育の作用は幼少である程その効果に著しいものがある。故に滿六歳以前においてはやはり教育の効果は著しいのでこの點から見ると將來幼稚園教育が國家の制度

として認めらるることも當然のことと考へなければならぬ。かくて今度の幼稚園令の制定に於てその實質はたとへ小學校令にあるものと殆んど同様なるものであるとしても、然しここに一段の進歩が少くともその形式的方面に又その體裁の上に進めたものであつて我國の教育のために慶賀すべきことである。従つて一時代を劃するとまでは言はれなくとも幼稚園教育において確かに劃時代的進歩をなしたことは認めなければならぬ。余は更に今日のこの幼稚園教育の進歩に基いて、やがてこれを小學校におけると同等になさしめることを望むものである。

由來我國における教育の施設經營の如きものは多く外國の刺戟を受けたるか若しくはその模倣たるの觀があつた。然るに諸外國において未だ不充分的なこの幼稚園教育を我國において獨特な發達を見んことを望んで止まないのである。幼稚園教育がその發祥地たる獨逸においてすら不振の状態ではないかと言はずに、實際上理論上研究してその必要を認めたる場合は何れの國にも先んじてこれを行ひ、諸外國にそ

の範を示すべきであると思ふ。

幼稚園の職能に就て

東京女子高等  
師範學校教授

倉橋惣三

## 幼稚園の職能に就て

東京女子高等師範學校教授

倉橋惣三

長い要望をかけられた幼稚園令が制定せられて文政審議會で可決され、樞密院の委員會を経て近く發令の運びになつて居ることは、單に幼稚園教育界の爲に賀すべきことであるのみならず、我が邦の兒童教育完成の爲めに最も慶ぶべきことである。我が邦幼稚園の歴史は相當に古いものであつて、その初期に於ては長くも昭憲皇太后が特にその必要を深くお認めになられたといふやうな特記すべき由來もあるのであるが、色々の事情に基いて其の教育の發展は、甚だはかしくしからしむるものがあつた。殊に幼稚園に關する法規が小學校令の中にあつた丈で獨立した法令

として發布されてなかつた如き状態であつたので、之に對して幼稚園方面の関係者は獨立法令の制定の必要を長く希望して居たのである。が、今日其の希望がとにかく實現するに至つたわけである。これは現文部當局の誠意と此の事に長く熱心なる希望を續けて來た幼稚園教育関係者の熱心とによるものであるが、事茲に至つた大きな理由は、時代が幼稚園の必要と價值とを認識し、また之を大に求むるやうになつて來た大勢の然らしむる所と見なければならぬ。今日我が邦の現在數は未だ甚だ多しとはしない(九三三)。併し年々新に創設せられて行く數は、此の數年に於て非常な激進を示してゐるのであつて、教育費の関係上公立の幼稚園の數は遺憾ながらそれ程増加しないが、私立幼稚園の數は大に増加しつゝある。これは議論よりも幼稚園を求むる實際の要求が年々と共に加はりつゝあることを實證するものである。新に幼稚園令の制定されると共に益々此の大勢の趨ふ所に従つて我邦幼稚園は量的にも又質的にも著しき進歩を見るであらう。

## 二

斯の如き社會的實狀であるにも係らず、一般に幼稚園の本當の職能に就いては未だ十分其の正しき理解をしてゐない點もありはせぬかと思はれる。殊に吾人の最も遺憾とするところは所謂教育界の人々に於て幼稚園の眞義が十分に徹底せられてゐないことである。前に公立幼稚園の私立幼稚園に比して比較的增加しないことを教育費の関係にもよると述べて置いたが、更に進んで考へれば幼稚園と共通の教育費の関係にある小學校の當事者諸君が時に甚だしく幼稚園を理解しないことのあるものも其の大きな因をなして居るかと思はれる。現に多くの市町村に於て幼稚園の設立を促進せざるのみか之を停頓せしめるやうな意見が、其の土地の小學校長諸君によつて行はれるといふことも間々耳にすることである。或は不完全なる斷片的調査によつて幼稚園を経たる兒童が小學校に於て必ずしも成績良好でないといふやうな結論

を輕々に引用して、之を以て幼稚園の價値を認めまいとするやうな者もあつたりする。而も此の種の論者は吾人をして云はしむれば二つの大きな誤謬を持てる場合が多い。其の第一は幼稚園の効果を適當に考查すべき基準を失してゐることである。即ち幼稚園を経たる者が小學校殊に舊き意味の小學教育に於る知識教科の成績（殊に狹義なる採點的成績）を以て測らうとするが如きは、幼稚園としては其の考查せらるべき要點を逸せられてゐると云はねばならない。幼稚園の効果は小學校に於るそれ等の目に見える教育效果に對して準備する如きものでなく、單にその狹い見地から評價せらるべき性質のものではないのである。況んや今日まで行はれたる幼稚園を経たる者のかういふ意味のかういふ意味に於る成績如何が幼稚園を経ざる者と比較を試みられる場合、その比較の調査材料に於いて極めて非科學的の事が行はれてゐるのである。今之を詳しく論ずるの暇はないが、最も見易き點としても幼稚園を経たる者の成績と經ざる者の成績を比較する場合、單に其の人数のみを同一にした

所で正當なる科學的結論を得らるべき者ではない。漫然と選ばれたる同一人数が何を意味するか少しく科學的研究の方法を知れる者の到底肯んざる所である。まして甚しきに至つては其の人数の關係さへも無頓着なる材料で立論されてゐる。今日の我邦小學兒童中幼稚園を経たる者は極めて小部分に過ぎない。此の違つた條件の下に置かれたる者を漫然と比較するが如きは到底正確なる結論をなし得べき筈の者ではない。即ち幼稚園の効果を調査すべき實質標準に於ても、また之を調査すべき比較の方法に於ても頗る當を得てゐない者が多いのである。また幼稚園の教育を喜ばざるある小學教育者諸君の中には、幼稚園を経たる者が小學校の所謂學校生活に順應し難きことを以て非難する者がある。之に對しては、いはゞ主觀的の見解であつて、到底嚴密なる論議をすることは出来ないけれども、その所謂學校生活なるものが、或は時に極めて舊式なる學級劃一訓練の意味に於いて考へられて居るのではな

齡相當なる集團生活の規律に馴らされて居るべき者であるが、同時に潑刺たる個性の發揮と自發活動の旺盛なる力を存分に伸させられて居るべきである。これが若し小學校に入ると共に直にあの古めかしき學級劃一の受動的の生活に置かるゝならば或は順應し得ざるものがあるのも寧ろ當然と見なければならぬ。此の點に關しては吾人は小學校低學年教育の正しき解決によつてのみ解決せらるべきものと固く信じて居るのである。

## 三

以上は幼稚園の職能に對する稍々否定的の意見として往々吾人の耳に觸るゝ最も主なる者を擧げたに過ぎないのであるが、必ずしも斯の如き消極的意見でないとしても、未だ十分なる積極的見解の存しない場合は非常に多いかと思ふ。そこで、國家が特に幼稚園令を制定して之を我邦の重要なる一教育機關として確認し、進んで

は積極的に之が充實と普及とを期する場合には、尠くも教育者全體が幼稚園の職能に對する正當なる見解を持つやうにならなければならぬことは、吾人の今日の痛切に感ずることである。若し幼稚園令が法令として十分なる實施勢力を持ち、又前述せる如く社會の幼稚園を要求する實狀が日に／＼増加する點からして、幼稚園を経たる者を受取るべき小學校に於いて之が十分なる了解を持たない時は、我が邦の幼稚園は決して正當なる發達を遂げ得ないのである。殊に我邦に於ては法令が非常なる勢力を持ち、法令の命する所には自己の正しき理解を待たずして之に従ふといふ傾向が色々の方面に少くない。我邦に於て折角初めて制定せられたる幼稚園令が斯の如き意味に於いて適用せらるゝならば誠に心細いことである。これ幼稚園の職能に就いて十分の了解と研究とを小學校教育者諸君に要求せざるを得ない所以である。



## 四

さて然らば幼稚園の職能は果して如何なるものであるかといふことは、總ての教育の職能に於ると同じく極めて複雑廣汎なものでなければならぬ。幼稚園の教育は精神の發達に於て未だ幼稚なる幼兒期を相手とせるものであるけれども、苟くもそれが教育である限り人間生活の全體に向つて其の重要な職能を有して居るものである。即ち數箇の個條を擧げて幼稚園教育の効果を限定する如きは抑々誤と云はねばならぬ。幼稚園の効果について或る一種の人々は、或は之を感覺の發達を促す爲であると云つて見たり、或は筋肉の調整を見る爲であると云つて見たり、或は自治的訓練の一基礎であると云つて見たりする。が、これ等は要するに幼稚園時代に於いてまだ教育らしき教育が出来ないといふやうな考を基礎として而もかういふことは部分的に出来るといふやうな言ひ方をするものである。又さう云はなければ幼稚

園時代の教育職能が明かに示せないやうな小さい考に基てるものである。吾人は斯の如き部分的教育効果の何物を以てしても幼稚園の代表的効果とすることに反對する。教育の所謂程度の下であればあるほど人間教育としてより基本的のもので人間教育の基本的といふよりは寧ろ一層人間の全體に渡つてゐる効果を期待されねばならないのである。かうした意味に於て幼稚園教育の職能を一般教育の全體職能から區別したこととしていふことは到底出来ないのである。即ち吾人は幼稚園教育の職能は教育全體の職能共物であると敢て云はんとする。が、斯の如き言ひ方は要するに解つてゐる者にはよく解ることであるが解らない者には愈々解らないことかも知れぬ。よつて幼稚園教育の職能を考へるに就いての或る方面からの説明をして見ることも無用でないかも知れない。

これについて小學教育者諸君に對つて語るに便利なる説き方は、若し小學校の教育が其の低學年に於て直に知識の個々の内容的教養或は行動の外部的訓練といふや

うなことにのみ考へられて居るならば、其の低學年のモ一つ下にある幼稚園の職能はいつ迄たつても正しく理解されないであらう。反之、小學校低學年の教育が今日次第に考へ改められて居る如く心的活動それ自身或は自我の内部發達それ自身、之を稍藝術的の言葉によつて云へば、生命の生活それ自身といふやうに考へられるものならば、その低學年教育に先立つ所の時期が時の意味に於いて教育上決して放任すべき者でないといふ理解が直ぐつくと思ふのである。尙これをモ少し詳しく云ふならば、小學校の低學年に於てさへも外から教へ外から形づくることのみを以て教育の全部であると考へてゐる人には、それが學齡前の幼兒に於て不可能であり又從つて不適當であるといふやうな考になるのは寧ろ當然のことである。現に從來の幼稚園に對する解釋は多くかういふ意味に於いて幼稚園教育の不必要（學齡前から教育は出来ない）或は不適當（學齡前に於て教育せぬ方がよい）といふやうなことが云はれたのである。而も小學校の教育の初に於て教育者の最も力を用ふる所が其の生

長の成生の芽生えを伸すことであり、その活潑なる心的活動を促すことであり、その中から熟して来る自我の發達を培ふ點にあるとすれば、何せモ少し前からそれをしなかつたかと必然に考へざるを得ないわけである。學齡前一二年の間は、或は教へるに不適當な時であらう、また所謂 躑シツするに不適當な時でもあらう。が、養ひ育て伸して行くに何の不適當な時であらうか。加之、尋常一年生として受取つた兒童に對し、眞實なる教育者の憂は折角大切な學齡前の發達が正しさと十分さとを非教育的なる取扱の下に失はれて居つたといふ點に痛切にあらねばならないのである。かゝる事は單に吾人の議論として云ふのみでなく、例へば米國に於いて近來學齡前教育の意義が非常に強く認められて來たのは學齡前其物の、ソレ自身の研究に基礎付くことは勿論であるけれども、又一面に於ては小學校低學年教育の原則が新しくなつたといふことに伴つて起ることが明かに見られるのである。即ち小學校の名に於て兒童の自然なる生活とは格段なる區別をつけようとの原則を奉ずる時代

には、幼稚園は有つても無くてもよいと考へられてゐた。従つて幼稚園は幼稚園の教育者だけが主張し幼稚園の教育者だけが其の必要を力説するやうな狹隘な状態であつた。それが最近小學教育の改造と共に小學教育に適用せらるべき原則と幼稚園に適用せらるべき原則とが此の時期に於て兒童の自然なる生活といふことに一致して來てから、幼稚園の必要は小學校教育者の方から力説されるやうになつたのである。これを假に一人の代表者を以て云ふならばデュキーが小學校教育の大なる唱導者であることは誰しも否定しないところであるが、そのデュキーは同じ立論の根據に於いて幼稚園を極めて積極的に解釋して居るのである。かくの如くして今日のアメリカの低學年教育論なるものに於ては幼稚園期の二ケ年と小學教育期の二年位を合せて之を一つに結付けたる教育として眺めてゐることは誰しも知つてゐるところである。所謂ブライマリーガルデンといふ言葉はアメリカの新らしき教育語の一つであつて、アメリカ教育局が現に此の原則を認識して居るのである。斯の如き事實

は色々の意味を持つてゐることであるが、今爰に云はんとする所に當蔽めて見るならば、幼稚園の職能の正しき認識は小學校の新教育を信する者に於て必然に理解せらるべき性質の者であるといふことになる。之を更に内容について細説すれば多くの貴重なる意味が含まれて居ることと思ふけれども、たゞこれだけの説明に於ても幼稚園の職能を考へるに於いてどういふ態度に出べきかの中心的な問題に聊か觸れ得て居るかと思ふ。勿論教育は上から考へるべきものでなく、下から考ふべきであるといふ意味からは小學校低學年の教育の如何は解釋されると同時に、幼兒期の心理から幼稚園の價值も理論的に解釋さるべき者である。吾人も此の立脚地にあるけれど、低學年教育に十分の研究を遂げられてゐる小學校教育者諸君に向つて其の立場から幼稚園の職能が正當に理解せらるべき筈の者であるといふことを暗示するも亦無用のことでないかと思ふ。

# 日本幼稚園制度沿革史

文部省社會  
教育課主事

福士末之助

（Faint mirrored text from the reverse side of the page, likely bleed-through or ghosting of the main text.)

## 日本幼稚園制度沿革史

文部省社會教育課主事 福士末之助

本年四月二十一日（フレイベル生誕の日）に發布せられたる幼稚園令其の他の諸法規等は我が教育史上最顯著なる事歴の一に屬す。就中幼兒預所の制を加へて社會政策の一端を幼稚園に採りたるが如きに至つては余一個人としての素志にも合し洵に欣快に堪へざる所なり。

明治四十年余の始めて文部省に職を奉ずるや叙上の政策を幼稚園に加へざるべからざるの見地に於て幼稚園制度を改訂するの必要を痛感し徹夜數日に亘りて先づ其の沿革史を編したり。蓋し當局の參案に供せんとの微志に出でたるなり。今回愈幼稚園令の改訂を見るに及んで追憶の情に堪へず。當時余の編したる幼稚園制度沿革

史は明治初年より明治四十一年に亘り、最近のものは必しも之を録せず、而も大震災に依りて文献多く失はれたることに考ふれば今日之を世に公にして當事者の参考に供するの頗る意義あるものたることを信じて疑はず。即ち敢て之を本書に寄せて以て當事者の参考に資すると共に今回の諸令發布に對する祝意を表す。

### 日本幼稚園制度沿革史

#### 目次

- 一 緒言
- 二 年代記
- 三 各項沿革史
  - 第一節 設置廢止
  - 第二節 保育の目的等

- 第三節 保育の課程
  - 第四節 保育時間
  - 第五節 編制
  - 第六節 職員の種類
  - 第七節 保姆の資格
  - 第八節 保姆の任用
  - 第九節 保姆の服務等
  - 第十節 設備
  - 第十一節 保育料
  - 第十二節 保姆養成機關
- 四 附言
- 五 諸法令

## 幼稚園制度史

## 第一章 緒言

吾國の幼稚園は明治九年十一月十四日東京女子師範學校に附設せられたるを以て嚆矢となす。爾來幼稚園制度の發布改廢せられたること數次にして以て現行規程の確立を見るに至れり。而して其改訂の最著しきものは今回の大改正を除きては明治十四年一月三十一日文部省達第四號及第五號幼稚園設置廢止規則及明治二十三年十月勅令第二百十五號中第三十六條乃至四十二條幼稚園に關する事項明治二十四年十一月十七日文部省令第十八號幼稚園等に關する規則等なりとす。達第四號は現に其效力を有し二十三年の小學校令中の諸項は三十三年勅令第三百四十四號小學校令二

十四年文部省第十八號は三十三年八月二十一日小學校令施行規則即ち現行小學校令及同施行規則の起原をなせるものなり。

然れどもこの兩回に於ける法令上改訂の要旨は主として設置廢止に關する事項保育方法、設備及保姆の資格採用解職等に關する大體の規程に過ぎずしてこれを夫の小學校教育制度の發達史に比すれば極めて遜色あるを觀たるも、而かも今回の大改正に依り幼稚園發達の基礎益々鞏固となり洵に慶賀に堪へざる所なり。

保姆養成機關に至りては女子高等師範學校内に時機により保姆練習科及び保姆實習科を設置せし外明治二十二年私立東京府教育會の主催にかゝる幼稚園保姆講習會及神戸等に於ける一派の宗教家が保姆の養成を試みたる事例あるに過ぎず。地方に於ける保姆養成機關の初めて法令に規程せられたるは、三十年十月勅令第三百四十六號師範教育令第九條に明示せられたるを以て最初しとなす。明治十年四月十七日文部省令第十二號師範學校規程第七十一條第七十四條第八十條第八十九條第一項第

四號及第五號第九十條第二項第九號等に幼稚園に關する事項を條文として設けたるは實に師範教育令第九條を以て其法原となすものなり。

最後は一言せざるべからざるは東京女子高等師範學校附屬幼稚園史なり。同幼稚園は幼稚園に關する法令の改廢と共に相平行して發達し來りたるものにして、其保育の狀況の如きは以て吾國幼稚園の模範たらしむべしと雖其沿革は自ら特別の系統を逐ふものあり。而して之を本文と相經緯せしめて叙せんとすれば、繁簡其調和を失ふの恐あるを以て、附屬幼稚園の記述は年代記の外本書に加へざることにせり。

## 年代記

(便宜上女子高等師範學校附屬幼稚園の沿革を加へ置けり)

### 幼稚園に關する法及例規の沿革

一 明治九年十一月 東京女子師範學校内に幼稚園を附屬せしむ。以て幼稚園の嚆

矢となす

一 明治十年六月 附屬幼稚園規則を改正し幼兒一人につき一ヶ月金二十五錢の保育料を徴す

一 明治十一年二月 附屬幼稚園の保育料を倍加して一月金五十錢となす

一 明治十一年六月 保姆練習科を女子師範學校内に設く

一 明治十二年 教育令制定の際幼稚園も文部郷の監督内に屬す

一 明治十二年十一月 公立幼稚園圖書館を設置或は廢止せんと欲するものは公立學校同様府知事縣令の認可を經へきこととせり

一 明治十二年十一月 私立幼稚園圖書館の設置廢止は知事縣令に開申すべきこととせり

一 明治十三年七月 保姆練習科を廢し、幼兒保育法を女子師範學科中の一科として卒業前一年間保育法を修めしむることにせり



- 一 明治十三年十二月 改正の教育令第二十條乃至第二十二條に設置廢止規則を制定せらる
- 一 明治十四年一月 府縣立學校幼稚園圖書館設置廢止規則を定む
- 一 明治十四年六月 附屬幼稚園保育課程を改正して増減する所あり
- 一 明治十五年十一月 府縣學務關係吏員を招集し教育施政に關し示諭する所あり
- 一 明治十七年二月 學齡未滿の幼兒を學校に入れ學齡兒童と同一の教育を受けしめざる爲め幼稚園に入らしむ
- 一 明治十七年月 附屬幼稚園規則を改正す
- 一 明治十八年八月 女子師範學校を師範學校に合併す
- 一 明治二十二年 私立東京府教育會に幼稚園保姆講習會を開く
- 一 明治二十三年三月 女子高等師範學校を分離し之に幼稚園を附屬せしむ
- 一 明治二十四年三月 附屬幼稚園規則を改正す

- 一 明治二十四年九月 附屬幼稚園分室を設置す
- 一 明治二十四年十一月 幼稚園圖書館等に關する規則を定む
- 一 明治二十六年三月 附屬幼稚園の規則を改正す
- 一 明治二十九年七月 保姆練習科を置き十月第一回の授業を開始す
- 一 明治三十年九月 第二回保姆練習科の授業を開始す
- 一 明治三十一年五月 府縣立學校幼稚園等に關する變更伺出若は開申方に付普通學務局より各地方に通牒する所あり
- 一 明治三十一年四月 大阪府より幼稚園の庭園に關し大阪府より伺に對し普通學務局より回答あり
- 一 明治三十一年六月 山梨縣より府縣立師範學校附屬幼稚園廢止の件照會に對し參事會の決議を経て回答せり
- 一 明治三十二年六月 幼稚園保育及設備規定を定む

一 明治三十二年十一月 熊本縣より幼稚園長を置くの件照會に對し普通學務局より回答せり

一 明治三十一年十一月 大阪府より幼稚園醫設置方照會に對し普通學務局より回答あり

一 明治三十二年十月 幼稚園に於ける宗教の儀式を行ふ件に付き通牒あり

一 明治三十三年三月 附屬幼稚園規則を改正す

一 明治三十三年八月十八日 勅令第三百四十四號を以て小學校令を改正し幼稚園に關する規程を設けたり。次て小學校令施行規則中に幼稚園に關する規程を定めたり

一 明治三十三年八月 幼稚園の存續方に關し新潟縣の稟申に對し普通學務局より回答あり

一 明治三十三年八月 宮崎縣より附屬幼稚園續方に關し照會あり

一 明治三十三年三月 勅令第三百三十六號を以て寄附財産を以て設置する幼稚園等に關する規程を定む

一 明治三十三年九月 岡山縣より幼稚園長保母及各種學校教員等に關する規程設定方岡山縣より照會に對し、普通學務局より回答あり

一 明治三十四年 勅令第九十七號市町村の廢止分合により消滅すべき幼稚園に關する規定を定む

一 明治三十六年十月 附屬幼稚園規則を改正す

一 明治三十七年四月 幼稚園に御眞影復寫奉掲山形縣の稟申に對し宮内省より回答を得て秘書課より回報せり

一 明治三十八年三月 附屬幼稚園規則を改正す

一 明治三十八年十二月 靜岡縣より代用保母等の名稱につき照會あり

一 明治三十八年十二月 小學校長にして幼稚園長を兼任する件に關し香川縣より

照會に對し普通學務局より回答せり

- 一 明治三十九年三月 師範學校教諭に縣立幼稚園保姆を兼務せしむる件照會に對し普通學務局より回答あり
- 一 明治三十九年三月 女子高等師範學校に保育實習科を設置す
- 一 明治四十年四月 師範學校規程を發布し其條項中に附屬幼稚園に關する事項を定む

### 各項沿革史

#### 第一節 設廢止に關する沿革

明治十二年十一月十二日文部省達第五號及第六號は吾國幼稚園の設置廢止に關する規定を設けたる始なり。同布達に依れば

- 一 公立幼稚園の設置及び廢止は府知事縣令の認可を経べきこと
- 二 私立幼稚園の設置及び廢止は府知事縣令に開申すべきこと  
とせられたり。明治十三年發布の改正教育令及同教育令に基ける明治十四年一月三十一日發布の達第四號及第五號は更に一步を進めて設置認可申請の際に具申すべき事項及廢止の理由等に關する事項等を列記せり。今其要略を記すれば
- 甲 府縣立幼稚園の設置廢止に關する事項
  - 一 府縣立幼稚園を設置せんとするときは左の事項を具して文部卿の認可を経べきこと

- 1 設置の目的
- 2 位置
- 3 保育の課程
- 4 入園退園の規則休日等

- 5 保母等職務心得及其人員俸給額等
- 6 敷地建物の略圖坪數等
- 7 經費收入支出及其細目
- 8 名稱
- 9 保育用器具等
- 10 幼稚の概數
- 11 保母學力及履歷
- 二 右の諸項に變更ありたるときは、其都度伺出又は開申すべきこと
- 三 府縣立幼稚園を合併又は分離せんとするときは總て設置の手續に従ふこと
- 四 府縣立幼稚園を廢止せんとするときは左の事項を具して文部大臣に届出つべし
- 1 廢止の理由

2 所屬資産處分法

乙 町村立及私立幼稚園の設置廢止に關する事項

- 一 町村立幼稚園設置の際に左の事項を具して府知事縣令の認可を経ること
- 1 設置の目的
- 2 位置
- 3 名稱
- 4 保育課程
- 5 保育用器具
- 6 入園退園の規則休日等
- 7 幼稚員數
- 8 保母等職務心得及其人員俸級額等
- 9 保母の學力品行等

## 10 經費收入支出の事

二 町村立幼稚園の合併分離の際調査すべき事項は前記諸項の外從來の資産處分方法等の事を加ふること

三 町村立幼稚園を廢止するときは左の事項を具し府縣知事縣令の認可を経べきこと

## 1 廢止の事由

## 2 資産處分方法

四 私立幼稚園の設置手續は町村立のものに準ず廢止の際は府知事縣令に開申すれば足る

故に明治十四五年の頃に於ける設置廢止の手續はやゝ詳密に規定せられたりと評すべく而も文部省が幼稚園に對する注意の那邊に存せしかを知るに足るべし

十二年の達第五號及び第六號を十五年の達第四號及び第五號に比すれば其法語及

幼稚園に對する監督權の所在について著しく相異せり

一 十二年の達には公私立を區別せしも十四年の達に於ては府縣立町村立私立を區別せり

二 監督權の處在については十二年の達にありては公私立共に府知事縣令の職權中にありしと雖、十四年の達にありては府縣立幼稚園の設置廢止は文部卿に於て直接に之を監督し町村立及私立の分につきては府知事縣令之を處分せり

然り而して明治十二年頃公立と云ひ私立と云ひ十四年頃府縣立と云ひ町村立と云ひ若くは私立と稱せし幼稚園に豫算等の方面に於て如何なる區別ありしかは法文上之を知るを得ず十四年達第四號第八條に僅に府縣立幼稚園の經費上の意味を明示せるあるのみ。曰く

府縣立幼稚園等は地方税等を以て設置するを常とすと雖亦府知事縣令の管理にかゝる別種の資金を以て設置することあるべし

と。明治十八年改正小學校令の發布せらるゝに及んで公立私立の區別は明に法文の規定する所となれり。同教育令第十五條に曰く

- 1 地方税若くは町村の公費を以て設置せるものを公立となし
- 2 一人若くは數人の私費を以て設置するものを私立となす

と。  
府縣立幼稚園は主として女子師範學校に附設せられたりしが明治十八年八月文部省達第十九號を以て女子師範學校を師範學校に合併するに及んで幼稚園も亦師範學校の附屬となれり。

明治二十一年市制及町村制の發布あり超えて二十二年二月憲法發布の大典あり吾國行政機關の面目漸く改新を加ふると共に教育の施設も亦昔日と異ならざるを得ざるものあり、即ち明治二十三年法律第八十九號を以て地方學事通則の發布あり勅令第二百十五號を以て更に小學校令を發布せらる。當時幼稚園に關する事項は勅令第

二百十五號第四十二條中に規定せられたり其の要旨左の如し。

- 一 市町村又は區は府縣知事の許可を得て幼稚園を設置するを得ること
- 二 町村は數町村の協議に依り郡長の許可を受けて町村學校組合を設け更に府縣知事の許可を受けて幼稚園を設置するを得ること
- 三 幼稚園廢止の際は設立の例によること
- 四 私立幼稚園の設立は府縣知事の許可を要し其廢止は府縣知事に上申すること
- 五 幼稚園の設置廢止に關する施行上の規則は文部大臣より更に制定發布せらるべし

是に於て第五項の趣旨に基き文部大臣は明治二十四年十一月十七日省令第十八號を以て幼稚園等に關する規則を發布せり同規則中に規定せる事項大略左の如し。

- 一 幼稚園保姆の資格採用解職等に關する事項
- 二 幼稚園保育規程に關すること
- 三 幼稚園設置廢止に關する細則は府縣知事これを定むること

十三年の改正教育令及び十四年の達第四號及第五號を以て今次の勅令二百十八號及省令第十八號に比すれば彼は市町村制發布以前の法文なるを以て法語の形式に同じき點ありと雖實際施行の場合に於ては二者必ずしも其の揆を一にするものにあらず即ち二十三年以後に於ける市町村と云ふは行政法上自治團體として一種の人格を有するものなるが故に市町村の設置廢止には常に市町村會又は區會の干涉を免るべからず。

十四五年頃は府縣立町村立私立の幼稚園を認めたるのみなるも二十三年以後は更に市立の幼稚園をも認め其費用の負擔に關しては更に區をも認めらるゝに至れり而も一箇町村にして設置し能はざるときは數町村協議の上町村組合を作り以て幼稚園を設置するを得るに至れり。

されば二十三年の改革は市町村制發布の必然の結果たる點に於て大に從來の面目を改めたるのみならず設立維持に關する費用負擔の範圍が大に融通せらるゝ所ある

が故に從て幼稚園の設置を間接に獎勵せしものと見るも不可なからん。

明治三十三年三月三十一日勅令第三百三十六號を以て寄附財産を以て設置する官公立學校に關する規程を定められ之を幼稚園に準用せらる其の要旨左の如し。

- 一 國府縣郡市町村は寄附財産を受け寄附者の指定したる幼稚園を設置維持するを得ること
- 二 之の會計は特別會計となすこと
- 三 設置したる學校等は寄附者の志望に依り名稱を附するを得ること
- 四 毎年度經費豫算は豫め寄附者又は其の相続人の意見を聞くこと
- 五 廢止したるときは寄附者又は相続人に殘餘財産を還付すること  
等なりとす。

明治三十三年八月十八日勅令第三百四十四號を以て小學校令の改正あり幼稚園の設置廢止に關する規程は同小學校令第五條乃至第十七條中に定められたり之れ即ち

現行規程なり其の要旨を摘記すれば左の如し。

一 幼稚園の規程に關し小學校令中別段の規程あるものを除く外は文部大臣之を定むること

二 市町村は市町村又は區の負擔を以て幼稚園を設置し得ること

三 町村組合は幼稚園を設置するを得ること

町村學校組合の設置解除は郡長の認可を経ること、此の場合は郡長は府縣知事の指揮を請ふこと

四 市町村立幼稚園の設置廢止は府縣知事の認可を受くること

五 私立幼稚園の設置は府縣知事の認可を要し其廢止は府縣知事に届出ること

六 盲啞學校幼稚園等は小學校に附設するを得ること

二十三年の規定を本改正令に比すれば大體の趣旨に於て略同一なりと雖一二に相違の點を擧ぐれば左の如し。

一 許可を認可に改めたること

二 幼稚園を小學に附設するを得る條項を定めたること

同月二十一日文部省令第十四號を以て小學校令施行規則を發布せらる現行規則即ち之れなり其の規定したる事項左の如し。

一 保育の方法及課程

二 職員及採用解職に關すること

三 幼稚園の設備に關すること

故に其規程するところのものは明治二十四年文部省令第十八號幼稚園に關する規則と略大差なし。

明治三十四年十月二十六日勅令第九十七號を以て市町村の廢置分合等に依り消滅すべき學校幼稚園及兒童教育事務委託の存續に關する規定を發布せらる。其要旨は



- 一 市町村の廢置分合若くは境界變更に因り從來其の市町村に設置せられたる幼稚園について府縣知事は期間を定めて存續せしむるを得ること
- 二 存續したる幼稚園の管理者は府縣知事之を定むること
- 三 存續したる幼稚園の費用は從來其使を負擔したる區域に屬する市町村に於て之を負擔すること
- 四 之の費用を數町村に於て負擔すべき場合にありては郡長は郡參事會の意見を聞きて之を定め市と町村とに於て負擔すべき場合に在りては府縣知事に於て府縣參事會の意見を聞きて定むること
- 五 本規定は町村組合の解散する場合に於て消滅すべき幼稚園に關しても準用すること

本規程は今尙其效力を有す

之を要するに幼稚園の設置廢止に關する制度の沿革は明治十二年達第五號に始ま

り明治十三年教育令の改正と共に諸事大に備はり二十三年の小學校令發布に伴ひて現行規程の基礎略確立せしなり、而して明治十四年以後に於ける幼稚園設置廢止の法令の變改は市町村立の幼稚園に關する事項のみなるを以て明治十四年達第四號府縣立幼稚園に關する規程は今尙其效力を有するものなり、然れども十四年以後往再年を送くるに従ひやゝもすれば達第四號の規程を實行せざるものありしを以て明治三十一年五月十二日戊高甲第四八五號を以て之れが勵行を促せり。

## 第二節 保育の目的及方法の原則の沿革

保育の目的及び方法は其初め明に法文に明示せられず明治十四年達第四號及び五號には幼稚園の設置認可申請の際に於ける具申事項として『幼稚園設置の目的』なる一項を置きたるに過ぎず、然れども明治十七年二月達第三號を以て學齡未滿の兒童を學齡兒童と同様なる教育を受けしむるの害を説き學齡未滿の幼兒は幼稚園の方

法に依り保育せしむべき旨訓示せし事例より推察すれば幼稚園教育に對する文部省の要求の那邊に存せしかは略知るに足るものあり。

降りて明治三十二年六月二十八日幼稚園保育及設備規程を定むるに及んで保育の目的及方法の原則は初めて法文の上に顯はれたり其要旨左の如し。

- 一 幼兒を保育するには其心身をして健全なる發達を遂げ善良なる習慣を得しめ以て家庭教育を補はんことを要す
- 二 保育の方法は幼兒の心身發達の度に適應せしむべく其會得し難き事物を授け或は過度の業をなさしめ又之を強要して就業せしむべからず
- 三 常に幼兒の心性及行儀に注意して之を正しくせんことを要す
- 四 幼兒は極めて模倣を好むものなれば常に善良なる事例を示さんことに注意すべし

明治三十三年八月二十一日文部省令第十四號を以て小學校令施行規則の發布せら

るゝや第九十六條中に幼稚園保育の目的及方法の原則を掲げたり即ち左の如し。

- 一 幼兒を保育するには其心身をして健全に發達せしめ善良なる習慣を得しめ以て家庭教育を補はんことを要す
  - 二 幼兒の保育は其心身發達の程度に副はしむべく其會得し難き事項を授け又は過度の業をなさしむることを得ず
  - 三 常に幼兒の心情及行儀に注意して之を正しくせしめ又常に善良なる事例を示して之に倣はしめんことを務むべし
- 是を夫の三十二年文部省令第三十二號に比すれば是は單に法文を簡明にせしに過ぎずして主意の上に何等の差異なし。

是より先き明治三十二年文部省訓令第十二號を以て宗教と學校教育とに關し訓示する所ありしが幼稚園の保育と宗教の儀式とに關し多少教育界の注意を惹起するに至り文部省は三十二年十月普丙第八六號を以て通牒を發し私立幼稚園以外のものは

宗教の外に特立せざるべからざることを訓示せり。

五〇

### 第三節 保育の課程に関する沿革

保育の課程は明治十四年に至るまで何等の規程なかりしが明治十四年一月文部省達第四號及び五號を以て幼稚園設置廢止の規則を發布せらるゝに及んで「保育の課程」を幼稚園設置認可申請の際に於ける具申事項の中に加へたり、然れども其の所謂保育の課程なるものは如何なる内容を有せざるべからざるかは法文上之を知るを得ず、明治二十四年十一月十七日文部省令第十八號を以て幼稚園等に關する規則を發布せられしと雖亦何の列記する所なかりき。

明治三十二年六月二十八日文部省令第三十二號を以て幼稚園保育の課程は初めて法令の明示する所となれり其要項左の如し。

一 遊 嬉 遊嬉は隨意遊嬉共同遊嬉の二となし、隨意遊嬉は幼兒をして各自に

運動せしめ共同遊嬉は歌曲に合へる諸種の運動をなさしめ心情を快活にし身體を健全ならしむること

二 唱 歌 唱歌は歌曲を歌はしめ聽器發聲器及呼吸器を練習して其發育を助け心情を快活純美ならしめ徳性涵養の資とす

三 談 話 談話は有益にして興味ある事實及寓言通常の天然物及人工物等に就きて之をなし徳性を涵養し觀察注意の力を養ひ兼て發音を正しくし言語を練習せしむ

四 手 技 手技は幼稚園恩物を用ひて手及眼を練習し心意發育の資とす

明治三十三年八月二十一日小學校令施行規則發布せらる、然れども同施行規則第百九十七條乃至二百一條の保育要項に關する規程は三十二年省令第三十二號の規程と一二字句の訂正ありたる外何等の變更なし之の點より考ふるときは吾幼稚園の保育の方法は長き間に亘つて何等の研究なかりしが如し、思ふに幼稚園の手技と小學

校の手工及び裁縫の教育的連絡の研究の如きは早晚起り得る問題たるべし。

#### 第四節 保育時間等に関する沿革

保育時間等も亦其初め何等の規程なかりき明治十四年幼稚園設置廢止規則を定むるに及んで『入園退園の規則及休日』なる條項は設置認可申請の際に於ける具申事項となれり、明治二十四年十一月十七日文部省令第十八號の發布せらるゝや幼兒保育時間に多少關連せる事項中左の二項を規定せられたり。

- 一 傳染病の流行其の他非常變災あるときは市にありては府縣知事町村にありては郡長に於て一時閉園するを得其急迫なる場合は市町村長に於て閉園するを得
  - 一 幼稚園の祝日大祭日の儀式等に関しては文部大臣之を規定す
- 然れども毎週保育時数の如きは未規定する所とならざりき。

明治三十二年六月二十八日文部省令三十二號を以て幼稚園保育及設備規程を定む

るに及び保育時間は明に法令の規定する所となれり、即ち同規程第二條に於て

保育の時数は（食事時間を含む）一日五時以内とす

と定められたり、明治三十三年八月二十一日文部省令第十四號小學校令施行規則即ち現行施行規則の發布せらるゝも保育時数は前令の如くにして何等の變更なし。

#### 第五節 編制に関する沿革

編制に關する事項は明治十四年一月三十一日文部省達第四號及び五號幼稚園設置廢止の規則發布せらるゝに當り『幼稚の概數』なる條項は幼稚園設置認可申請の際に於ける具申事項として定められたる外何等規定する所なかりしが明治三十二年六月二十八日文部省令第三十二號を以て幼稚園保育及設備規程を定むるに及び左の二項を明示せり。

- 一 保母一人の保育する幼稚の數は四十人以下とす

二 一幼稚園の幼児数は百人以内とす特別の事情あるときは百五十人まで増加することを得

是に於て幼稚園編制の方針全く定まれりと云ふべし、而して之の規定は明治二十三年八月二十一日文部省令第二十四號小學校令施行規則の發布せらるゝに及んでも何等の變更なし。

#### 第六節 職員に関する沿革

幼稚園の職員に關しては明治十四年一月達第四號及五號を以て幼稚園設置廢止規則を定められたる際設置認可申請の際に於ける具申事項として『保姆等職務心得及其人員俸額』の一項を設けたる外幼稚園には如何なる職員を置くべきかは何等規定する所なかりき大體より推察すれば幼稚園には保姆を置くを認めたるは明かなりと雖單に之れのみにては幼稚園に於て實際經營上往々支障を生じたる狀況あり。こゝ

に其著しき事例を列記せん、

一 明治三十一年十一月二十九日三第四七七四號を以て大阪府より幼稚園醫設置の件に關し照會あり

文部省は之に對して便宜設置することを認め且其幼稚園醫の資格職務等については明治三十一年文部省令第六號及七號を準用するも卒支なき旨を以て回答せり

二 明治三十二年十一月十八日三第四八九一號を以て熊本縣より幼稚園には幼稚園長等保姆の其他の職員を置くを得るや否や照會あり

文部省は之れに對しては『幼稚園には他の職員を置くを得ず』と回答せり。

明治三十三年八月二十一日文部省令第十四號を以て小學校令施行規則を發布せらるゝに及んで

一 幼稚園には園長を置くことを得

二 幼稚園に於て幼児を保育するを保姆とす

と規定せらる。

然れども本施行規則中小學校に幼稚園を附設し得るの條頃あるが故に事實は專任園長を置くもの少なかるべし。

以上は職員に關する沿革の大要なるが保姆の補助員については現に何等規定する所なし、明治三十八年十二月四日靜岡縣より相當資格ある教員又は保姆を得難きときは小學校に於ける代用教員の例に準じ郡市長より代用保姆の名稱を以て辭令交付するも差支なきやの照會ありしが文部省は差支なき旨回答せり、而して本省調査の結果によれば保姆の補助員の名稱は或は代用保姆と云ひ、準保姆と云ひ其一定せざりしが如し。

#### 第七節 保姆の資格に關する沿革

明治十四年一月三十一日達第四號及五號を以て幼稚園設置廢止規則を定められたる際に於ては『保姆の學力及履歷品行』なる一項を設置認可申請の具申事項とせし

外保姆たらんとする者の資格について何等規定する所なかりき。

明治二十四年十一月十七日文部省令第十八號を以て幼稚園等に關する規程を定むるや保姆の資格に關し同令第一條に規定して曰はく

幼稚園保姆は女子にして小學校教員たるべき資格を有する者又は其他府縣知事の免許を得たるものとす

とあり、明治三十三年六月二十八日文部省令第三十二號幼稚園保育及設備規程を定める當時は保姆の資格について何等明示する所なかりしが明治三十三年八月二十一日小學校令施行規則の發布せらるゝに及んで保姆の資格は更に明に規程せられたり即ち左の如し。

- 一 保姆は女子たるを要すること
- 二 保姆は尋常小學校本科正教員又は准教員たるを要すること
- 三 其の他府縣知事の免許を得たるものたること

之を明治二十四年の文部省令第十八號に比すれば稍々明瞭に規定せられたりと雖『府縣知事の免許を得たるもの』に就ては其檢定方法の規定せられざるが爲めに各地方夫々相違の取扱をなしつつあるが如し、此の點に關し明治三十三年十月五日三第一五二號を以て宮崎縣より小學校令施行規則中の疑義と題して幼稚園保母たらんとする者に知事に於て免許をなすには小學校教員同様免許狀を授與するが果して然らば右檢定規則を設けしむる見込みなりやとの照會に對し前段御見込の通り後段必要あらば設けられ然るべしと回答あり。

#### 第八節 保母任用に關する沿革

保母の任用方法に關する沿革も亦明治十四年達第四號及五號に始まる、然れども同規程には保母の學力及履歷等を幼稚園設置の認可要件とせしのみにして保母任用の手續を明かに規程せしは明治二十四年十一月十七日文部省令第十八號を以て幼稚

園等の規則を發布せし時にあり。

同省令第三條第四條に依れば、

- 一 市町村立幼稚園保母の任用解職は府縣知事之を行ふこと
  - 二 私立幼稚園の保母任用解職は設立者より府縣知事に開申すへきこと
- となれり、明治三十三年八月二十一日文部省令第十四號即ち現行小學校令規則の發布せらるゝに當り右二十四年省令第十八號の規定は何等の變更なくして施行規則第二百五條中に規定せられたり。

#### 第九節 保母の服務懲 俸給等に關する沿革

本項に關する沿革は何等記載すべきものなし現行の處分方法は明治三十三年九月十九日學甲第一二六三號を以て岡山縣より

小學校令同施行規則中幼稚園保母の職務服務懲戒處分俸給諸給等に關しては何等

の規程なし右は是迄の如く府縣知事に於て適宜之が規定を設け差支なきかの照會に對し、

御見込の通

と通牒に基き各府縣夫々適宜取扱ひつゝあるものゝ如し。

#### 第十節 設備に關する規程

明治十四年幼稚園設置廢止に關する規則を制定せられたる際設置認可申請の具申事項の一として、夫々

- 一 保育用器具
- 二 敷地建物に關する事項

を規定せり、爾來幼稚園の設備に關して何等規定の加はりたるものなきを以て幼稚園の設備に關しては往々地方の疑義の生じたることあり、即ち明治三十一年四月

十八日三第一六七五號を以て大阪府より幼稚園遊戲の爲めに夜庭を設くる坪數及庭園に築山等を設くる方法について一定の標準の有無照會し來れり、當時文部省にては別に標準として定めたるものなきが故に女子高等師範學校の意見を徵し庭園は幼兒百名に付面積百坪とし主として運動遊戲の場所に充て此の外數十坪若くは百坪以上の地を加へて樹木を植え花壇を設け砂場（若干の地積を劃り砂を盛り以て幼兒の砂遊びに充つ）を造り又小山を築く等の場所に充つるを可とすと回答せり。

明治三十二年六月二十八日文部省令第三十二號を以て幼稚園保育及設備規程を定むるに當り保育幼稚園の設備はやゝ詳細に規定せられたり。其要項左の如し。

- 一 建物は平屋造とし保育室遊嬉室職員室其他須要なる諸室を備ふること
- 二 保育室の大きさは幼兒四人につき一坪より小ならざるべからざること
- 三 恩物、繪畫、遊嬉道具、樂器、黑板机、腰掛、時計、寒暖計、暖房器、其他須要なる器具を用ふべし



四 敷地飲料水及採光窓に關しては小學校の例に依るべし

明治三十三年八月二十一日文部省令第十四號即ち現行小學校令施行規則の發布せらるゝや幼稚園の設備に關する規定は、

- 一 建物に關する事項中より「職員室」を除く
  - 二 保育室の大きさにつき「四人」を「五人」と改む
- の外前令の通り再定せられたり。

#### 第十一節 保育料に關する沿革

保育料に關しては從來何等規定する所なきを以て現に各府縣は隨意徴收しつゝありしものゝ如し、唯、明治三十三年三月勅令第三百三十六號を以て寄附財産を以て設置したる幼稚園にては保育料を減額し又は免除するを得るを規定しありたるのみ。

#### 第十二節 保姆養成機關に關する沿革

保姆養成機關として國家の認めたるものは、

- 一 女子高等師範學校内に設けたるもの
- 二 師範教育令により地方師範學校内に設けたるものを最著しとなす

明治三十年十月勅令第三百四十六號師範教育令第九條に曰はく

師範學校に豫備科小學校教員講習科及幼稚園保姆講習科を置くことを得

と。明治四十年四月十七日文部省令第十二號を以て師範學校規程を發布せらるゝや左の諸項を規定せられたり。

第七十一條 幼稚園保姆講習科は保姆たんとするもの又は保姆たるべき資格を有するものに必要なる講習をなすものとす

第七十四條 師範學校には成るべく附屬幼稚園を設くべし

特別の事情あるときは地方長官は期間を定めて文部大臣の許可を受け市町村立小學校を以て附屬小學校に代用し又は市町村立若は私立の幼稚園を以て附屬小學校に代用し又は市町村立若は私立の幼稚園を以て附屬幼稚園に代用することを

得  
第八十條 附屬小學校の授業料及附屬幼稚園の保育料に關する規程は地方長官之を定む

第八十九條 前條により設置の認可を受けんとするときは左の事項を具申すべし

四、生徒の定員附屬幼稚園を設くるときは幼児の定員

五、學級の編制附屬幼稚園を設くるときは組の編制

第九十條 地方長官は師範學校の學則を定め遲帶なく文部大臣に届出つべし其之を變更したるとき亦同じ

學則中に規定すべき事項左の如し

#### 九 附屬小學校及幼稚園に關する事項

本省令の實施は本年四月一日よりなるを以て未だ其成績を知るに由なしと雖、一方に於て小學校令施行規則中に幼稚園は小學校に附設することを許容するを以て相俟つて早晚發達するに至るべし。

女子高等師範學校に於ける保姆養成の機關は明治十一年六月保姆練習科を同校内に置きたるを以て嚆矢となす、爾來三十餘年間に於ける同校の養成機關に關する沿革を陳れば次の如し。

- 一 明治十三年七月保姆練習科を廢し幼兒保育法を女子高等師範學科中の一科として卒業前一年間保育法を修めしむ
- 二 明治二十九年七月保姆練習科を再び置き此の年十月第一回の授業を開始す
- 三 明治三十年九月第二回保姆練習科の授業を開始す
- 四 明治三十四年一月第三回保姆練習科の授業を開始す

五 明治三十九年三月保育實習科を設置す  
故に女子高等師範學校に於ける保姆養成の機關は大體に於て二大變遷をなせしもの  
なり。即ち

- 一 保姆練習科
- 二 保姆實習科

之れなり。今こゝに二者の異同を記すれば左の如し。

一 學科

- 1 練習科 修身、教育、理科、圖畫、音樂
  - 2 實習科 實習生は附屬幼稚園主事指導の下に各擔任保姆について實地保育の練習を受けしむ保育實習生には實地保育研究問題について報告を出さしむ
- 二 修業年限
- 1 練習科 一年(三期に分つ)

2 實習科 四月以上二年以内

三、入學資格

- 1 練習科 修業年限六箇年の高等女學校卒業若くは之と同等以上の教育を受けたるものにして年齢滿十七年以上三十年未滿とす  
入學の際試験を行ふ
- 2 實習科 女子師範學校女子部修業年限四ヶ年の官公立高等女學校卒業生又は之と同等の學力を有するもの  
入學は時期を定めず必要に應じて隨時檢定の上入學せしむ

四 定員

- 1 練習科 二十名
- 2 實習科 ナシ 隨時定む

五 目的

1 練習科 保姆養成の研究に資せんが爲めに保姆たるべきものを養成するを以て目的とす

2 實習科 幼稚園保姆たらしとする志望を以て保育の方法を實習せんとする爲めに保育實習科を設く

故に二十九年の保育實習科は保姆養成の研究を以て目的となす故に直接の利益は女子高等師範學校にあり三十九年に設けたる實習科は保姆を志望するものゝ爲めに設けたるものなるを以て其直接の利益は地方幼稚園にあり

思ふに三十九年保姆實習科を新設したるは曩に保姆練習科を置きたる實驗の效果に俟つもの多かるべし、然れども現行保姆實習科の仕組は修業年限を四月以上二年以下とするを以て卒業生の取扱等に多少明瞭を缺く點なきにしもあらず、而かも同校實習科卒業生については世間の注意未だ甚だ至らざるものあり。

## 新制幼稚園令通解

門田重雄

## 緒言

今回、帝國教育會から新幼稚園の法令を解釋するよう仰せつかつたものの、何様、短日時の間に脱稿せねばならぬ事情があつたので、自分の考へてゐる十分の一をも書き得ず、言はず法文の羅列に過ぎないことを遺憾に思ふ次第である。私としては、最初歐米諸國の幼稚園に關する法令を全部譯述して、わが國のそれと對照してわが立法上の精神を簡明し、且つ聊か卑見も加へて、讀者の参考に供したかつたのである。然るに、前述の如く「時」が許さなかつたのでこれは後日に譲ることにした。依て本稿を**通解**とした所以である。

附記 脱稿に當り、亡き長男一郎が存してゐたならば、本年は最早若き母に手を引かれ、幼稚園に通ふてゐるであらうに……と想へば感慨無量である。

# 新制幼稚園令通解

門田重雄

## 第一章 總則

### 第一節 幼稚園目的

#### 幼稚園令

第一條 幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス

本條は幼稚園の目的(職能)を明示したるものなり。觀念上左の如く分つことを得

一 心身を健全に發達せしむること

- 二 善良なる性情を涵養すること
- 三 家庭教育を補ふこと

### 第二節 保育ノ要旨

#### 幼稚園令施行規則

第一條 幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼兒ヲ保育スヘシ

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス

常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシムコトヲ務ムヘシ

- 一 幼兒の心身を健全に發達せしめんとするには、幼兒の保育は其の心身發達の程度に副ふことを最も肝要とし、其の理解し難き事項を授け又は過度の業を爲さしむることは之を絶対に避けざるべからず

- 二 善良なる性情を涵養せんとするには、幼兒の保育は常に幼兒の心情及行儀に注意して之を正しくせしめ又常に善良なる事例を示して之に倣はしめんことを務むべし

第九十五條 幼稚園ハ滿三歳ヨリ尋常小學校ニ入學スルマテノ幼兒ヲ保育スルヲ以テ目的トス

第九十六條 幼兒ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲシテ健全ニ發達セシメ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハントヲ要ス

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス

常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシムコトヲ務ムヘシ

舊令は保育の要旨を掲ぐるに、「幼兒を保育するには其の心身をして健全に發達せしめ善良なる習慣を得しめ以て家庭教育を補はんことを要す」とす。新令は善良なる習慣を改めて「善良なる性情を涵養し」となすも、保育の要旨の内容

に於て變る所なし。唯習慣を性情とす、これ教育學上の新思潮による用語を取り入れたるまでなり。尙保育の内容が如何にあるべきかは倉橋教授の幼稚園の職能に就て(一五頁以下)参照せらるべし

三 幼兒の心身を健全に發達せしめ善良なる性情を涵養せんとするには、幼時より之に著手するを以て最も優れる策とす。これ家庭教育を裨補すべき幼稚園施設の必要ある所以なり。殊に社會生活は日に複雑を加へ、就中都市生活をなす者の中には、一家の事情は遂に意を子女の教養に専らにすること能はざるもの漸く多らんとする今日、この缺陷を補はんがための幼稚園の任務益々重要な度を加へつゝあるものといふべし

蓋し幼稚園の任務は其の一面に於て保護十分ならざる家庭に於る幼兒を保護するための社會政策的の意義を有するものなり。再言すれば生活上の必要より母が終日工場其他の戸外に於る勞働に従事することを餘儀なくされ、自己にし

て自己の子女を直接愛護すること能はざるもののため、或は又不健康なる住居に設備なき且つ危険鄙猥の遊戯を爲さざるべからざる幼兒に對して家庭に代りて兒童保護の場所たる幼稚園の職能を忘るべからず

四 幼稚園の任務として、特に重大なるものにして且つ従前等閑視されたる點は幼稚園の保育が幼兒をして團體的生活に慣れしむることにあり。蓋し父母共に教育ある上流の家庭に於ては、幼稚園教育の必要なしと考ふるものあり。固より幼兒の心身の養護發達のみを目的とするものと爲すときは、別に幼稚園教育の必要なきも、幼兒をして早くより社會共同生活に慣れしめんとするには、如何なる上流家庭の幼兒にありても團體教育即ち幼稚園教育によるの外途なし。

この點の幼稚園の任務につきわが法令は明示せざるは遺憾のことなり。善良なる性情は團體生活に於て始めて習得せらるものなれば、別に明文を以て「幼兒をして團體生活(社會生活)に慣れしむ……」の要なし、と辯解せらるるも

之れを外國の法文と對照するに、英國保育學校に關する訓令によれば、「熟練せる賢き教員により良き習慣を形作り又遊戯及作業に依りて各年齢の幼兒と秩序ある交遊を爲さしむるにあり」として叙上の意義を明示す。これ立法の技術上われに優れりといふべし

#### 参考 外國幼稚園の目的並に保育要旨

英國に於ては、吾が幼稚園に相當するものを保育學校(Nursery School)と稱す。而して保育學校に關する法規は、本令として、教育令(一九一八年、一九二二年改定)あり。施行令として、保育學校規程、保育學校に關する訓令等あり。今これ等の法規の内容により英國保育學校の職能並に保育要旨の一般を示さば左の如し

保育學校は三歳以上五歳未満の幼兒にして心身の發達上、保育學校に出席する必要あり又は出席を可とする者を保護し訓練する機關なり。故に保育校は二

個の目的を有す。一は幼兒の身體的養護(榮養、健康)にして、各幼兒に對して周到なる個人的の注意を拂ひ醫學的監督を爲し、且つ遊戯、休息及適當なる榮養に對する設備をなすべし。他は精神的及社會的訓練にして、熟練せる善良なる教員により善良なる習慣を作り、又遊戯、作業によりて、同僚と秩序ある交遊を爲さしむべし

佛國にありては、わが幼稚園に相當する學校を母親學校(école maternelle)と稱す。この種の學校に關する規定は、初等教育組織令を本令とし、その他母親學校に關し訓練、通牒等あり。これ等の法規の内容により母親學校の目的並に保育の要旨の概要を述べんに、母親學校は二歳以上六歳以下の(學齡に達せるもの)幼兒に必要とする程度の身體的、道德的、智的發達に保護を與ふることを以て目的とす。尙保育の要旨としては幼兒の有する各種の可能性を疲勞を與ふることなく、且つ拘束することなく、過度なることなくして發達せしめ活



動の快喜を経験せしむべし

七六

米合衆國に於ては、幼稚園(Kindergarten)と謂ふ。而してこの國にありては教育法規は、州法を以て制定せらるものにして、従つて各州區々にして、幼兒の年齢も五歳より七歳に至るものもあれば、四歳より六歳以下とするものもあり。然れども各州共幼稚園施設の必要を感じ、近年公立幼稚園數非常に増加したり

獨逸は幼稚園(Kindergarten)の發祥地なるも一時幼稚園教育を禁止せられたり。其の後禁令は解かれ愈々盛んとなりたるも、大戰により財政の缺乏はすべての教育をして不振ならざることを得ざるに至る。なほ獨逸幼稚園の目的は家庭教育十分ならざる幼兒に對する、幼兒保護なる社會政策的意味を多分に包含するものなり

### 第三節 保育項目（課程）

第二條 幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、觀察、談話手技等トス

施行令第二條は例示規定なり。蓋し例示規定とは限定規定に對する語にして、唯例示的に項目を掲げたるに過ぎざれば掲げられたる以外の項目に及ぶも可なり。而して及ぶと否とは當事者の任意なり。然るに限定規定にありては掲げられたる項目以外に亘るを絶対に許さざるものなり

第九十七條 幼兒保育ノ項目ハ遊戯、唱歌、談話及手技トス

舊令は保育項目を遊戯、唱歌、談話及手技と限定したるに、新令が之を限定せざるの理由は當事者をして學術の進歩實際の經驗に應じて適宜工夫せしむるの餘地を與へたる點にあり。尙觀察の項目を加へたるは、これ自然及人事に屬する觀察をなさしむの趣旨なり

参考 外國幼稚園の保育項目の概要

七八

英國にありては、法令に直接保育項目を明示せざるもの如し。保育學校に關する訓令により教科と思はるゝものを窺知するに、保育學校の全目的が幼兒の健康の増進のみにあらずして、將來小學校の課程を始むるための準備をなすことも當該學校としての一面の職能なればなり。小學校の教科の如き、讀み方書き方・算術は之を授けざるも、話し方・音樂・唱歌・言語練習によりてこれ等の準備をなすべきものなり。又手工は幼兒にとりて、最も適當なる作業なればこれを課するの要あり。簡單なる團體遊戲は身體及訓練の上よりも且つ社會的訓練より考ふるも必要なることなり。又幼兒にとりて休息睡眠は肝要なることなれば一日一定の時間之に充つることを要す。尙授業日數は二百日以上たるべし

佛國の母親學校にありては幼兒の年齢と能力の程度により之を二つに分つ。

遊戲、唱歌、手工、圖畫、道德、言語、觀察を保育教科目とし、能力高き組の幼兒には右の外讀方、書方、算術の初歩を授く

尙右の教科目を保育の目的より分類すれば遊戲は身體の練習にして、手工及圖畫は感覺練習、唱歌及言語は談話の練習、觀察は外物の生物に對する觀察の練習なり。

米國の幼稚園は他國に比して至つて自由にして、別に教科目を一定せざるも遊戲、唱歌、圖畫、手工（手の活動）等は他國のそれと別に教科の内容に於て異なる所なし。只一週一日の自由日を置きこの自由日には兒童は自己の好む所により遊戲又は作業をなさしむるものとす

## 第二章 總 則

## 第一節 設置及廢止

第二條 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得

市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ幼稚園ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設クルコトヲ得

第三條 私人ハ本令ニ依リ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得

第四條 幼稚園ハ小學校ニ附設スルコトヲ得

第五條 幼稚園ノ設置廢止ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

一 各本條は幼稚園設置の權能を有する者を規定す。即ち設置權を有するもの左の如し

一 市町村

二 市町村學校組合及町村學校組合

三 私人

幼稚園の設置は之を任意とし、尋常小學校の設置の如く市町村の法律上の義務に屬せず。只國家は、父母共に勞働に従事し子女に對して家庭教育を行ふこと困難なる者の多數居住せる地域に在りては、幼稚園の必要殊に痛切なるものあるにより、地方長官は當該市町村に對して、設置を命ずることを得るの權能を與へたき立法者の意向なりしも、これが設置については市町村財政に重大關係あるにより結局これを義務とせず、此の如き方面に之が設置することを務めて獎勵するものなりとなす

二 蓋し教育は之を個人の自由に放任し、敢て國家の干渉を要せざるものとして個人の自由に放任せられたるの事實は、古代の國家に於て其の例乏しとせず。

然るに近世の國家は教育を以て、國家活動の重要な任務（公務）とし、敢て公共教育の施設をなさざるものなし

而して教育事業を以て國家事業と爲すと雖も、國家獨り自ら其の施設に任ずるの要なく、公共團體又は私人にも均しく之に當らしめて不可なきなり。換言すれば國家自ら教育上の設備をなし、若くは公共團體をして經營せしむると同時に、私人の設置を認めて相並行して以て國家教育の完備に努むべきなり

三 私人が國家に對し教育上の施設に就きて有する關係は、地方團體の國家に對する關係とは同じからず。地方團體の權限は法令の規定によりて生ずれども私人は法令の制限あらざる限り自由に自由を保有するを以て原則とす。故に教育事業に關しても、私人は國家若くは地方團體と相對立して之を經營するの自由を有するものとす。唯國家は教育を以て一般の公益に關する重要な事務となし、收めて以て國の行政事務の一端となしたる以上は、私人の教育事業の經營

に對しても亦全く其の自由に放任することを得ず。設備、教員の資格その他經營維持の方法に關して能く國の教育行政の趣旨に適合するものなりや否やを調査して、始めて茲に其の設置經營を認むるの要あり。又一且認可したる後に於ても絶へず其の經營を監督せざるべからず

幼稚園の設置、廢止は地方長官の認可を要するものなり。監督上當然の規定なり。尙設置廢止には如何なる手續を必要とするかは、令第十三條に規定する所なるも便宜のため本章に於て説明すべし

## 第二節 設置及廢止

第十七條 幼稚園ヲ設置セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ

在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

一 名稱

二 位置

新制幼稚園令通解

- 三 園則
  - 四 設備
  - 五 經費及維持ノ方法
  - 六 開園ノ期日
  - 七 私立幼稚園ニ在リテハ設立者ノ履歴書
- 前項第一號及第二號ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受テ第三號及第六號ノ變更ハ地方長官ニ開申スヘシ
- 位置ニ關シテハ敷地ノ面積、地質及附近ノ情況、建物ノ配置ヲ記載シタル圖面及飲料水ノ定量分析表ヲ添付スヘシ
- 第二十三條** 園則中ニ規定スヘキ事項左ノ如シ
- 一 幼兒ノ定員及入園年齢ニ關スル事項
  - 二 入園及退園ニ關スル事項
  - 三 保育課程
  - 四 保育期ノ區分、保育日數、毎週保育時數、始業終業ノ時刻等ニ關スル事項
  - 五 保育料、入園料等ニ關スル事項

本令第十三條は幼稚園の設置廢止、保育項目及其の程度、編制並設備に關する事項については、勅令は直接これを規定せず省令に委任する旨を規定するものなり。而してこの委任命令により省令の幼稚園設置につき規定するところ左の如し

幼稚園の設置は、公立私立の區別なくこれを設置せんとするときは、府縣知事の認可を要するものなり。而して之れが手続きは所定の事項につき記載せられたる書類（施行令第十七條、第二十三條）を地方長官に提出すべきものとす。尙私立幼稚園にありては、右の規定の外一般的事項については私立學校令の規定の適用あるものと知るべし

**第二十一條** 幼稚園ヲ廢止セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ廢止ノ事由及期日並廢止後ノ幼兒ノ處分方法ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

第二十二條 公立幼稚園ノ費用負擔者又ハ私立幼稚園ノ設立者ヲ變更シ、私立幼稚園ヲ公立幼稚園ニ、公立幼稚園ヲ私立幼稚園ニ變更セムトスルトキハ第十七條ノ規定ヲ準用ス

幼稚園の廢止は公私の區別なく、府縣知事の認可を受くるにあらざれば任意に廢止することを得ず。廢止の理由、期日、廢止後の幼兒處分方法に關する事項を記載したる書類を提出すべきものとす

#### 参考

#### 外國幼稚園設置並に補助の概要

英國教育令によれば、地方教育局は保育學校を自ら施設するの權能を有すること且つ私人の經營する保育學校を補助することを得る權能を有するものなることを規定す。尙地方教育局より補助を受けざる認可を受けて設立せられたる私人の保育學校は文部當局より、前年度經費の二分の一を補助を受くることを得べし。而して右の經費は當該保育學校總經費中より受領したる料金並寄附金を差引き且つ補助の目的に該當せざる經費を除きて計算せらるゝものなり。

米國にありては州によりて區々なるも地方費を以て經營せられ、維持せらるもの多し。而して現在に於ては公立學校の系統の一部に認めらるに至る。

伊太利の幼稚園は慈善家、宗教團體によりて經營せらるもの大半を占む。而して尼僧により宗教的教育を受くること多し。只國家は經營の方法を監督するに過ぎず

### 第三章 入園年齢

第六條 幼稚園ニ入園スルコトヲ得ル者ハ三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スル迄ノ幼兒トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムルコトヲ得

第十八條 幼稚園令第六條但書ノ規定ニ依リ滿三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシメムトスルトキハ之ニ要スル施設ノ概要ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

一 本條は幼兒の在園年齢につき規定す。即ち本則としては、三歳より尋常小學

校就學の始期に達するまでの幼児とし、三歳未満の幼児の入園を許すことを例外とす

第百九十五條 幼稚園ハ滿三歳ヨリ尋常小學校ニ入學スルマテノ幼児ヲ保育スルヲ以テ目的トス

舊令には滿三歳とあり、新令は滿の字を省く。依つて數へ年三歳にても可なりと解するものあらんか、そは誤りなり。本令も本則としては従前通り滿三歳にして敢て年齢を低下したるにあらず。蓋し現時の法律上の用語には滿何歳、數へ年何歳の區別あるにあらず。人の年齢は常に滿を以て數ふべきものにして法文上重ねて滿の文字を必要とせず（舊法制定當時は法律上の用語として一定せざるによる）

尙又舊令は「尋常小學校に入學するまでの幼児とありたるにより、學齡に達したる兒童と雖も病弱又は發育不完全のため就學猶豫され、現實に尋常小學校に入學せざるときは、引續き幼稚園に在園し得たるなり。然るに新令に於ては「尋常小學校就學の始期に達するまで」と一定年齢に限定を置きたるため、就學始期に達したる以上は、現實に小學校に入學（就學猶豫の理由により）せざるときと雖も入園又は在園を許されざるなり

なほ學齡に達すといふことと、就學始期に達すといふことには、自ら區別あり。前者は兒童が滿六歳に達したる翌日を意味し、後者は學齡兒童の學齡に達したる日以後に於ける最初の學年の始めの日をいふものなり。例へば大正十年五月二十日生の兒童は大正十六年五月十九日が滿六歳に達したる日なり依つて大正十六年五月二十日が學齡に達したる日なり。然るに就學の始期は同年九月一日又は翌年の四月一日なり（小學校令施行規則第二十五條參照）

二 新令が特別の事情ある場合に三歳未満の幼児の入園を許したるは、幼稚園令改正の大眼目の一なりと云ふことを得

蓋し現時の社會經濟狀態は、父母共に勞働に従事するにあらざれば一家の生計を立つること困難となり。従つて母が家庭に在て子女を十分保護することを能はず、他面幼児は眞に温き家庭教育を受くる能はざる者漸く多きを加ふるに至る。於是社會當然の要求として起りたるものは託兒事業なり。然るに従前の託兒事業たるや、營利的事業として經營せらるもの多く、其の設備に至つては最も不完全にして、却つて人の子女を損ふものあり。この弊害を除去し併せて社會の要求に副ふべく、幼稚園に三歳未満の幼児の入園を許し、且つ保育時間の如きも早朝より夕刻に及ぶも可なりと認むるにいたれり。之を外國の實例に徴するに、幼稚園に孩子預所 (Krippe, Day-Nurseries) を附設するもの尠からず。爲めに特別の事情ある家庭に對し便益を興ふる所頗る大なるものあるが如し。

右の規定に依り三歳未満の幼児を收容せんとするには、相當の設備を要する

こと論を俟たずと雖も事情の許す限りに於て、適當に之を實施するは當今の時勢に照らし亦極めて必要なりと信ず

尙茲に注意すべきは孩兒預所を幼稚園に附設する場合は本令によるものなるも、孩兒預り所 (託兒所) のみにては、其の内容に於て幼稚園と同じ保育をなすものと雖も、本令即ち幼稚園令によりて設置することを許されず。蓋し孩兒預り所、託兒所の類は内務省の所管に屬するものなり

#### 【參考】外國幼稚園の在園年齢の概要

英國の保育學校にありては、二歳以上五歳未満を本則とし、心身の發達上の必要ありと認むる兒童は文部省の許可ある場合は、五歳を超えたる後に於ても在園を許すことあり。米國は各州によりて一定せざるも、小學校に入學前の一二箇年の幼児を在園せしむるを以て通例とす。故に四歳より六歳までの幼児を收容する州最も多し。佛國は二歳より六歳以下とす。其の他の國にありても



學齡前の二三箇年を在園せしむるを通例とす。而して最高年齢に於て相異なるは、各國により學齡に相異なるに依る。故に五歳未満の英國に於ても五歳にて義務教育の始まらざる地方にては五歳を超えて在園せしむるを可なりとさる

### 第四章 職員

#### 第一節 總則

第七條 幼稚園ニハ園長及相當員數ノ保姆ヲ置クヘシ

第六條 幼稚園ニ於テハ保育項目、保育時數、組數等ニ應ジ必要ナル員數ノ保姆ヲ置クコトヲ要ス

一 本條は幼稚園の職員につき規定す。幼稚園には左の職員を置くことを要す

- 一 園長(一人)
- 二 保姆(相當員數)

其他、代用保姆

第二百三條 幼稚園ニ園長ヲ置クコトヲ得

舊令に依れば、「幼稚園に園長を置くことを得」とあり。故に之を置くこと置かざるとは任意なりしも、本令は之を改めて園長は必らず置くべきものとなす。相當員數の保姆とは、一組に對して少なくとも一人の保姆を要すといふ程の意なり。尙組を分たざる幼稚園にありては、幼兒數を四十人にて除したる數に相當する保姆を要するなり

二 公立幼稚園の園長及保姆の待遇に關しては左の勅令あり

大正十五年四月二十一日勅令第七十五號

公立幼稚園ノ園長及保姆ハ判任官ノ待遇トス

従前は小學校の本科正教員たるべき資格を有する市町村立幼稚園長及保姆は判任文官と同一の待遇を受くと規定せらる。故に小學校の本科正教員(尋常小學

校本科正教員も含む)の資格を有せざる保母は、何等官吏の待遇を受けざるため、教育職員としての恩給法上の権利を有せず。然るに本令は公立幼稚園の保母(代用保母を除く)と謂はるゝものは、小學校の本科正教員の資格を有する与否とを問はず、全部判任官の待遇を受くるものとす。従つて教育職員として恩給、扶助料を受くる権利を有す。これ従前の保母に比し資格を高むると同時に其の地位(待遇)を向上せしめたるものなり

## 第二節 園 長

第八條 園長ハ園務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

園長ノ資格ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第八條 公立幼稚園ノ園長タルヘキモノハ小學校ノ本科正教員又ハ保母免許狀ヲ有スル者若ハ教員免許令ニ依ル教員免許狀ヲ有スル者タルヘシ

一 本條第一項は園長の職務を規定す。舊令に於ては園長たるものは如何なる職

責を有するものなりやの法規上の規定なし。唯教育的立場より考察して、園長の職務と思惟せらるるものを慣習的に執りたるに過ぎず。新令は園長は園務を掌理し所屬職員を監督するの職責を有するものと規定す。依つて爾今右の職責を果さざるときは其の責を免れず

二 第二項は園長たるものの資格についての規定なり。園長の資格要件については勅令は直接之を掲げず、文部大臣に委任す。この委任命令により文部大臣が園長の資格に關する規程を定むること左の如し

三 公立幼稚園長たり得る者は、(イ)小學校の本科正教員免許狀を有する者(ロ)保母免許狀(新令)を有する者、(ハ)教員免許令による教員免許狀(中等教員の免許狀)を有する者の三者に限らる。其の他の者に在りては如何なる學歴又は經歷を有するものと雖園長たることを得ざるなり。而して右の免許狀を有するものたる以上は男女の性を問はず。故に男子と雖も園長たり得るなり。これ

保母が女子に限らる點と相異す

(イ) 小學校の本科正教員とあるが故に尋常小學校本科正教員を包含せらるものと知るべし。小學校本科正教員と小學校の本科正教員との間に區別あることに注意すべく、前者には尋常小學校本科正教員を包含せざるものなり

(ロ) 従前の保母免許狀は、全部失効したるものなれば本令の規定により授與せられたる保母免許狀に限るものとす

(ハ) 教員免許令による免許狀なれば頭書の科目の如何は之を問はず、體操又は法制及經濟等の如き學科にても可なり

四 茲に謂ふ園長の資格に關する規定は、公立幼稚園の園長についての規定なり。従つて本令により設置せられたるものと雖も、私立幼稚園の園長には適用なし。換言すれば私立幼稚園園長の資格については何等の制限規定なきがため何人にてても爲り得るなり。但しこの場合は私立學校令の規定により地方長官の

認可を要す

### 第三節 保 姆

#### 第九條 保姆ハ幼兒ノ保育ヲ掌ル

保姆ハ女子ニシテ保姆免許狀ヲ有スル者タルヘシ

一 本條第一項は、保姆の職務が幼兒の保育にあることを規定す。幼稚園の教育を特に保育 (Pflege, Nurse) と稱するは、其の教育は學校的ならずして家庭的なるべく、其の教師は先生風ならずして寧ろ家母的ならざるべからずといふ意に存す。尙本條に謂ふ保育は、之を廣義に解し保育に附隨する諸事務、例へば出席簿其他の帳簿の記入整理等を包含するものなればこれ等につき執務することも保姆の職務とす

二 第二項は保姆の資格につき規定す。即ち保姆は左の二要件を充すものたらさ

るべからず

イ 女子たること

ロ 保姆免許状を有する者たること

男子は、園長たることを得るも保姆たることを得ず。何が故に保姆たることを得ざるやの立法上の問題に付ては議論の存する所なり。一部には男子にも保姆たるの資格を與へ、「姆」の文字を避けんがためには、保姆を幼稚園教員と改稱すべしと論ずるものもあるも、本令は遂に舊令を踏襲して女子に限るものとす。尙保姆免許状については次章に於て説明すべし

#### 第四節 代用保姆

第十條 特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ保姆免許状ヲ有セサル女子ヲ以テ保姆ニ代用スルコトヲ得

第七條 保姆免許状ヲ有スル者ヲ得難キ場合ニ於テハ之ヲ有セサル女子ヲ以テ保姆ニ代用スルコトヲ得但シ保姆免許状ヲ有セサル者ノ數保姆免許状ヲ有スル者ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

特別ノ事情アルトキハ管理者又ハ設立者ハ當分ノ内期間ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受テ前項但書ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

一 本條は代用保姆の規定なり。蓋し幼兒保育の任に當るものは、保姆免許状を有するもの(保姆)を本則とすと雖も特別の事情あるとき即ち保姆免許状を有する者を得難き場合に於ては、之を有せざる女子を以て保姆に代用することを得るものとす。但しこの場合には左の制限あり

保姆免許状を有せざる者の數、保姆免許状を有する者の二分の一を超過することを得ず

特別の事情あるときは管理者又は設立者は當分の内期間を定め地方長官の認可を受け前項の規定に依らざることを得(施行令第七條)

新制幼稚園令通解

二 右規定によれば園長を除き保母一人を有する幼稚園には一人の代用保母を置くことを得ざるも、保母二人又は三人を有する幼稚園に在りては一人の代用保母を置くことを得。尙當分の内は期間を定めて地方長官の認可を受くるときは右規定外の代用保母を置くことを得るなり

**参考** 外國幼稚園の職員の概要

英國保母學校には、主事・助手・見習員・看護婦の職員を置く。主事はわが國の園長に相當するものにして、兒童衛生につき完全なる知識を有するものたることを要す。故に單なる保母の仕事爲し得るに止まらず、兒童の保健につき指揮し得るだけの醫學的素養あることを要するものなり。尙資格としては一定の試験に合格したることを要す。助手は幼兒の保育の任に當るものにして、幼兒の身體的方面に於て責を負ふべきものなり。資格としては看護婦の免許狀を有すること。見習員は、代用保母に相當するものにして、彼れは十八才以下

の女子にして永久的に保育事業に従事せんと欲するものなり。其の他輕微なる疾病を診療するために看護婦を置くことを得せしむ。但し主事が幼兒の疾病につき十分なる智識を有するときは之れを置かざるも可なり。

職員の定數については、四十人より五十人までの幼兒を收容する學校にありては、主事一名、經驗ある助手一名、之に見習員一名を要するものとす。こは幼兒保育につき必要なる注意と監督とを爲すに最低限度の人員なりとさる。

俸給は有資格たると無資格たるを問はず、保育學校専任教師たる以上は、公立小學校職員の最低俸給以下を支給することを許されず

佛國の母親學校には、校長、正教員、傭人(女子)の職員あり。校長の資格は、女子にして且つ母親學校又は幼稚科に五年以上勤務したる經歷を要す。尙教員は専ら女子として十八歳以上たることを要す。指定されたる醫師は一月一回以上幼兒の診察をなすものとす。

## 第五章 保姆檢定及免許狀

### 第一節 總 則

第十一條 保姆免許狀ハ地方長官ニ於テ保姆檢定ニ合格シタル者ニ之ヲ授與シ全國

ニ通シテ有效トス

保姆檢定ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ之ヲ行フ

保姆ノ檢定及免許狀ニ關スル費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

保姆ノ檢定及免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第九條 保姆檢定ハ分テ無試験檢定及試験檢定トシ學力、性行及身體ニ就キ之ヲ行フ

附 則

本令施行ノ際従前ノ規定ニ依、保姆檢定ニ關スル手續ヲ開始シタルモノニ在リテハ仍従前ノ規定ニ依ル

一 本條は保姆檢定及免許狀についての規定なり。保姆檢定は文部大臣の定めた

る保姆檢定及免許狀に關する規定により、各府縣の小學校教員檢定委員會に於て之を行ひ、この檢定に合格したる者に對し地方長官は保姆免許狀を授與するものなり。而して免許狀の効力は全國を通じて有效なり

施行令附則の規定は本令施行の際(五月十二日)従前の規定により保姆檢定を出願し居るものは、本令施行後に於ても従前の規定により檢定は執行せらるものとすの規定なり

第二百四條ノ二 保姆ノ免許ヲ得ルニハ檢定ニ合格スルコトヲ要ス

前項ノ檢定ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ之ヲ行フ

檢定ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

第四百四條、第四百十四條、第四百十五條、第四百十九條乃至第二百二十一條ノ規定ハ保姆ノ檢定及免

許ニ關シ之ヲ準用ス

二 保姆檢定は學力、性行及身體に就き檢定せらる。分て無試験檢定、試験檢定の二とす

## 第二節 無試験検定

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ保姆ノ無試験検定ヲ受クルコトヲ得

- 一 小學校ノ本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者
- 二 高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者  
若ハ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ合格又ハ卒業後一年以上幼稚園ニ於テ幼児ノ保育ニ従事シタル者
- 三 專門學校入園資格ヲ以テ入學資格トスル學校ニ於テ一年以上幼児ノ保育ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
- 四 従前ノ規定ニ依リ保姆免許狀ヲ取得シタル者ニシテ三年以上幼稚園ニ於テ幼児ノ保育ニ従事シタル者
- 五 其ノ他地方長官ニ於テ特ニ適當ト認メタル者

左ノ各號の一に該當するものは無試験検定を受くるの資格を有す。

### 一 小學校の本科正教員の免許狀を有する者

前述したるが如く本項には尋常小學校本科正教員も含まる。唯茲に注意すべきは舊令に於ては、小學校の本科正教員の免許狀を有するものは當然保姆となり得たるにより別に保姆の免許狀を受くるの要なかりき。然るに新令に於ては、小學校の本科正教員の免許狀を有するのみにては保姆たることを得ざるにより、前以て保姆免許狀を受け置くの要あり。例へば女子師範學校を卒業して一時小學校に就職し居るも、幼稚園の保姆に轉任せんとするに際し、保姆免許狀を有せざるときは不可能なり。依つて其の際に無試験檢定を出願するも一定の日月を費し、好機を逸することなしとせず。故に學校卒業當時之を受けおけば便宜のときもあらん

従前より小學校の本科正教員の資格を有する保姆は、恩給法上教育職員として恩給法上の権利を享有したるものなり。然るに新令實施後即ち五月十二日以降は小學校本科正教員の資格のみにては保姆たる資格を有せざることとなり、保姆たる地位を失ひ、従つて恩給法上の権利をも失ふに至る。依つて本令は附則の規定を設け、

本令施行の際現に幼稚園保姆の職に在るものにして小學校の本科正教員たるべき資格を有する者に對しては、地方長官は保姆檢定を経ずして新令の保姆免許狀を授與することを得るの權能を與へ、斯る者をして引續き保姆たる地位を失はしめざるやうに力めたり

二 イ 高等女學校を卒業したる者にして其の卒業後一年以上幼稚園に於て幼児の保育に従事したる者

ロ 専門學校入學者檢定規程に依り試験檢定に合格したる者その合格後一年以上幼稚園に於て幼児の保育に従事したる者

ハ 一般の専門學校入學に關し無試験檢定を受くる者にして其の卒業（又は合格）後一年以上幼稚園に於て幼児の保育に従事したる者

本項は學歴と經歷とに依る檢定にして、一年以上の經歷は新令前、即ち大正十五年五月十一日以前のものにても可なり。然れども茲に謂ふ經歷は認可を受けたる幼

稚園（官公私立いづれにてもよし）に於て幼児の保育に従事したるものをいふものなれば、小使其他の雜役婦としての勤務は經歷とならず。勿論託兒所に於ける經歷も包含せらるるものにあらず

三 専門學校入學資格とする學校に於て一年以上幼児の保育に適する教育を受けて卒業したる者（幼稚園令同施行規則實施ニ關スル注意事項四項五項参照）

本項は學歴のみによる檢定なり。而して一年以上幼児の保育に、適する教育を受けたるものとは、其の學校の課程中に一學年以上に亘り少なくとも修身、教育、保育音楽、體操の科目あり、之を履修したるものを謂ふの意なり。尙前掲の保育は廣義のものにして、保育といふ學科目のもとに履修するものに限らず、他の學科目に於ても其の内容が保育に關する事項を授けるものなれば可なり。例へば家事教育其他の學科に於て育児法、保育法等を履修したるときは茲に謂ふ保育を履修したるものと見るべし



第二項第三項に謂ふ当該學校は、官公私立の區別を認めざるものなれば私立學校にて可なり。

四 従前の規定に依り保母免許狀を取得したる者にして三年以上幼稚園に於て幼児の保育に従事したる者

舊令による保母免許狀を有するものは、新令實施後即ち大正十五年五月十二日以降は免許狀の失効により保母たるの資格を失ひたるものなり。本項は之を救済するための規定なり。即ち舊令による保母免許狀を有する者は免許狀取得の前後を問はず、三年以上幼稚園に於て幼児の保育に従事したることの經歷を有するものは無試験檢定により新令による保母免許狀を受くことを得るなり。三年の經歷は免許狀取得前の三年にても、取得後の三年にても、又は取得の前後を通算して三年にても可なり。尙又三年の經歷は幼児の保育について謂ふものなれば、小使其の他の雜役婦としての經歷は含まれず

右の資格を有する者と雖も檢定を出願して始めて免許狀は授與せらるるものなり。新令による保母免許狀を有する者にあらざれば五月十二日以降は保母たる資格なきものなれば、従前の保母にして右の經歷を有するものは速に無試験檢定の出願をなして其の地位を持續すべし

五 其他地方長官に於て特に適當と認めたる者

前項の規定によつて救済せられざる従前の保母にして今日引續き現職にある（大正十五年五月十一日現在）ものを救済するための規定と思惟せらる。如何なるものを以て特に適當と認むるかは、地方長官の自由裁量の問題なるも、地方長官は監督官廳たる文部大臣よりの通牒により自由裁量の範圍を局限せらる

（幼稚園令同施行規則實施ニ關スル注意事項第七項以下参照）

### 第三節 試験檢定

第十一條 保母ノ試験檢定ハ左ノ科目ニ就キ尋常小學校本科正教員ノ試験檢定ノ程度ニ準シ之  
新制幼稚園令通解

ヲ行フ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、兒童心理、教授法及管理法及管理法ノ大要

保育 育兒法、保育法、保育項目ニ關スル事項ノ實際

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀、作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、步合算、比例

歴史 國史ノ大要

地理 地理ノ大要

理科 理科ノ大要

圖畫 自在畫

手工 手工ノ大要

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

第十二條 高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シマ

ル者若ハ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニ就キ試験檢定ヲ行  
フトキハ修身、教育、保育、圖畫、手工、音樂、體操以外ノ學科目ニ限リ其ノ試験ヲ缺クコ  
トナ得

第十三條 小學校令施行規則第四百四條、第四百四條、第四百十五條、第四百十九條乃至第四百二十一  
條ノ規定ハ保姆ノ檢定及免許狀ニ關シ之ヲ準用ス

保姆の試験檢定は、尋常小學校本科正教員の試験檢定の程度に準じて之を行ふも  
のとす。之れ從前の檢定が准教員の檢定よりもやゝ低き程度に於て行はれたるもの  
に比すれば、遙かに高程度となりたるものと謂ふべし。受験資格については何等の  
制限なきものなれば尋常小學校を卒へざるものと雖も受験し得るなり。其他の細則  
については幼稚園令施行規則第十三條により左の規定が準用せらる

小學校令施行規則

第四百四條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ教育ノ檢定ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

新制幼稚園令通解

二 (削除)

三 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

四 免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ三箇年ヲ經過セサル者

第百十四條 試験檢定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試験ニ合格セサルモ某科目ニ關シテ成績佳良ナルトキハ府縣知事ハ其ノ科目ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スルコトヲ得

前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ試験檢定ヲ出願スルトキハ其ノ證明書ニ記輕シタル科目ノ試験ヲ闕ク

第百十五條 府縣知事ハ檢定手数料ヲ徵收スルコトヲ得

條百十九條 府縣知事ハ小學校教員免許狀登錄簿ヲ作り免許狀ヲ授與シタル者ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ記入スヘシ

第百二十條 免許狀ヲ有スル者其ノ氏名ヲ變更シ又ハ免許狀ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ書換若ハ再渡ヲ府縣知事ニ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ免許狀ノ書換若ハ再渡ヲ出願スル者ハ手数料トシテ府縣知事ノ定メタル金額ヲ納ムヘシ

第百二十一條 免許狀ヲ受ケタル者ノ氏名及免許狀ノ種類ハ府縣知事之ヲ公告ス

### 第六章 園長及保母の進退職務及服務其他

#### 第一節 總 則

第十二條 幼稚園ノ職員ニ關シテハ小學校令第四十四條乃至第五十條ノ規定ヲ準用ス

第十四條 幼稚園ノ職員ノ進退、職務、服務、懲戒、處分、業務停止及免許狀褫奪ニ關シテハ小學校職員ノ例ニ依

第十五條 公立幼稚園ノ職員ノ俸給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ小學校令施行規則中小學校職員ノ例ニ準シテ地方長官之ヲ定ム

第十六條 前二條ノ場合ニ於テ園長ハ學校長ニ、保母ハ正教員ニ、代用保母ハ代用教員ニ準ス  
新制幼稚園令通解

但シ月俸額ニ付テハ園長ハ本科正教員ニ、保母ハ專科正教員ニ準ス

一 幼稚園職員ノ任用解職、俸給旅費及諸給、進退職務及服務、懲戒處分、業務停止及免許狀褫奪ニ關する事項については、小學校令第四十四條乃至第五十條の規定を準用せらる。舊令と異なるところなし。

第二百五條 幼稚園長及保母ノ採用、解職、懲戒處分、業務停止ハ小學校教員ノ例ニ依ル

市町村立幼稚園長及保母ノ俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

二 關係條文左の如し。

第二節 園長及保母進退

注意

以下條文ニ於テ學校長トアルハ園長ニ、正教員トアルハ保母ニ、代用教員トアルハ代用保母ニ相當スルモノト知ルヘシ

小學校令

第四十四條 市立小學校長及教員ノ任用ハ市長又ハ市町村學校組合管理者ノ申請ニ

依リ市町村立小學校長及教員ノ任用ハ府縣知事之ヲ行フ

市町村立小學校長及教員ノ任用並市町村立小學校長及教員ノ解職ハ府縣知事之ヲ行フ

第四十六條 小學校長及教員ノ進退職務及服務ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

小學校令施行規則

第二百二十二條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ休職ヲ命スルコトヲ得

- 一 傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルニ因リ職務ヲ行フニ妨ケアルトキ
- 二 學校編制ノ變更又ハ訴願ノ裁決ニ因リ過員ヲ生シタルトキ
- 三 教員養成ヲ目的トスル官立府縣立學校ニ入學スルトキ
- 四 名譽職タル市町村長及助役ニ當選シタルトキ
- 五 私立小學校ノ教員又ハ外國ニ於テ本邦人ヲ教育スル爲ニ設置シタル學校教員トナルトキ
- 六 刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ
- 七 一年現役兵トシテ服役シタル後陸軍補充令第三十七條ニ依リ勤務演習ニ召集セラレタルトキ

第二百二十三條 市町村立小學校正教員ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレ  
新制幼稚園令通解

タル者ハ當然休職者トス但徵兵令第十四條ノ規定ニ依リ一年現役兵トシテ服役スル者又ハ陸軍六週間現役ニ服スル者ハ此ノ限リニアラス

**第二百二十四條** 休職ノ期間ハ第二百二十二條第一號及第二號第四號及第五號ノ場合ニ在リテハ一箇年トシ同條第六號ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ裁判所ニ繫屬中トシ同條第三號及第二百二十三條ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙三箇月第百二十二條第七號ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル尙一箇月トス但第二百二十二條第五號後段ノ場合ニ在リテハ府縣知事ハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

**第二百五條** 休職者ハ職務ニ從事セサル外總テ在職者ト異ナルコトナシ但別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラス

**第二百二十六條** 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

一 不具、廢疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ退職ヲ出願シタルトキ

三 休職者復職シタル爲其ノ代員ヲ要セサルマヤ

**第二百二十七條** 第二百二十二條又ハ第二百二十六條ノ事由ニ因ラスシテ休職又ハ退職ヲ命スル必要

アリト認メタルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得但休職ノ場合ニ於テハ豫メ期間ヲ定メテ具申ス。コトヲ要ス

**第二百二十八條** 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然退職者トス

一 當該學校ノ廢セラレタルトキ  
二 休職期間滿チタルトキ

**第二百二十九條** 市町村立小學校教員ニシテ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ又ハ其ノ免許狀ニシテ效力ヲ失ヒタルトキハ當然其ノ職ヲ失フ

**第三十條** 市町村立小學校准教員ノ進退ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

**第三十條** 第二百二十二條第一號第百二十六條第一號及第二號前段ノ事由ニ因リ處分セントスルトキハ府縣知事ハ其ノ府縣恩給顧問ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス

**第三十二條** 私立小學校長及教員採用解職ハ設立者ニ於テ遲滯ナク府縣知事ニ届出ツヘシ

### 第三節 園長及保姆の職務及服務

注意

以下條文ニ學校長トアルハ園長ニ、正教員トアルハ保姆ニ、代用教員トアルハ代用保姆ニ相當スルモノト知ルヘシ

新制幼稚園令通解

第三百三十三條 學校長及教員ハ教育ニ關スル勅諭ノ趣旨ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

第百 十七條 市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村、市町村學校組合、町村學校組合ノ地域内ニ居住スヘシ但シ學校長ニ在リテハ府縣知事、其ノ他ノ者ニ在リテハ學校長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

學校長及教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ルルコトヲ得ス

第三百三十八條 學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ事務執行社員取締役、監査役ト爲リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但府縣知事ノ認可ヲ受ケタルハ此ノ限ニアラス 學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受ケルニアラザレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス

### 第四節 懲戒處分、業務停止及免許狀奪

注意

以下條文ニ學校長トアルハ學長ニ、正教員トアルハ保母ニ、代用教員トアルハ代用保母ニ相當スルモノト知ルヘシ

第四十八條 市町村立小學校長及教員職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リルタト

キ又ハ職務ノ内外ヲ問ハス體面ヲ汚辱スルノ所然アリタルトキハ府縣知事ニ於テ懲戒處分ヲ行フ其ノ處分ハ譴責減俸及免職トス

私立小學校長及教員ニシテ前項ニ準スヘキ所爲アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ業務ヲ停止ス

第四十九條 小學校教員免許狀ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ免許狀ハ其ノ效力ヲ失フ

- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

小學校教員免許狀ヲ有スル者不正ノ所爲其ノ他教員タルヘキ體面ヲ汚辱スルノ所爲アリテ其ノ情狀重シト認メタルトキハ文部大臣又ハ府縣知事ニ於テ其ノ免許狀ヲ褫奪ス

第五十條 府縣知事ニ於テ行ヒタル免職若ハ業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ニ不服アル者ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

新制幼稚園令通解

第三百三十九條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行ハントスルトキハ府縣知事ハ期間ヲ定メテ本人ヨリ手續書ヲ徴スルコトヲ要ス但コレヲ徴スルコト能ハサル事由アルトキハ此ノ限ニアラス

第四百十條 懲戒處分ヲ行フヘキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ關シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得ス

第四百十一條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行フトキハ府縣知事ハ本人ニ處分書ヲ交付スヘシ

第四百十二條 市町村立小學校長及教員ノ減俸ハ一箇月以上一箇年以下減俸ハ處分ヲ受ケタル當時ノ俸給月額ノ三分ノ一以下ヲ減給ス

第四百十三條 市町村立小學校長及教員ニシテ免職ノ處分ヲ受ケタル者ハ二箇年ヲ經ルニアラサレハ教員ノ職ニ就クコトヲ得

第四百十四條 第二百二十九條乃至第四百十一條ノ規定ハ業務停止及免許狀褫奪ノ處分ニ關シ之ヲ準用ス

第四百十五條 私立小學校長及教員ノ業務停止ハ一箇月以上二箇年以下トス

第四百十六條 府縣知事ニ於テ學校長又ハ教員ニ對シ免職、業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ヲ行ヒタルトキハ其ノ氏名職名及事由ヲ具シ文部大臣ニ報告スヘシ

第四百十七條 府縣知事ハ免職又ハ業務停止ノ處分ヲ受ケタル學校長及教員ニシテ改校ノ實願著ナリト認メタル者ニハ第四百十三條ノ期間内又ハ業務停止ノ期間内ト雖モ文部大臣ノ認可ヲ受ケ教員ノ職員ニ就クコトヲ得シメ又ハ業務停止ヲ解クコトヲ得

### 第五節 俸給旅費及諸給與準則

注意 以下條文ニ於テ園長ハ本科正教員ニ、專科正教員ハ保姆ニ準スルモノトス

第四十五條 市町村立小學校教員ノ俸給旅費其ノ他諸給與並其ノ支給方法ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

第四百十八條 教員ノ月俸額ハ左表ニ依リ之ヲ定ムヘシ。左表省略

第四百十九條 一級上俸ヲ受ケ特ニ功勞アル者ニハ本科正教員ニ在リテハ二百四十圓マテ專科正教員ニ在リテハ百六十圓マテ漸次ニ増給スルコトヲ得

第四百十條 教員ノ俸給ハ當分ノ内等級相當ノ額ヲ減シテ支給スルコトヲ得

第四百十一條 專科正教員ニシテ他ノ小學校ノ專科正教員ヲ兼ヌル者ニハ關係學校ノ經費ヨリ其ノ俸給ヲ分割シテ給スルコトヲ得

新制幼稚園令通解

第五百五十二條 教員ノ俸給ハ其ノ意ニ反シテ之ヲ減スルコトヲ得ス

第五百五十三條 休職者ニハ其ノ休職中ノ俸給ノ三分ノ一ヲ給ス但市町村、市町村學校組合、町村學校組合、又ハ學 ニ於テ特別ノ事情アル場合若ハ第二百二十二條第三號乃至第五號ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ給セザルコトヲ得

第五百五十四條 市町村立小學校正教員ニシテ徵兵令第十四條ノ規定ニ依リ一年現役兵トシテ服役スル者ハ其ノ服役中俸給ノ十分ノ二ヲ減ス

第五百五十五條 教員ニシテ在職ノ儘小學校教員講習科ニ入學スル者ニハ俸給ノ一部若ハ全部ヲ給ス但其ノ額ハ府縣知事ニ於テ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ學長ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ

第五百五十六條 教員ニシテ陸軍給與令又ハ海軍給與令ニ依リ俸給ヲ受クル者ニハ其ノ間俸給ヲ給セス但其ノ額本職額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足ヲ給スルコトヲ得

第五百五十七條 教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當月分ノ俸給ハ日割ヲ以テ給スヘシ  
一 懲戒ニ因リ免職ニ處セラレタルトキ  
二 免許狀褫奪又ハ免許狀ノ失效ニ因リ教員ノ職ヲ失ヒタルトキ

第五百五十八條 教員死亡シタルトキハ其ノ在職中ト休職中トニ拘ラス在職最終ノ俸給月額三箇月分ヲ其ノ遺族ニ給スヘシ

前項ノ遺族及其ノ順位ニ關シテハ判任官俸給令第三條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第五百五十九條 正教員ノ旅費額ハ判任官ノ例ニ準シ之ヲ定メ准教員ノ旅費額ハ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ正教員ニシテ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受ケル學校長ヲ兼務スル者ノ旅費額ハ奏任文官ノ例ニ準シ之ヲ定ムヘシ

第六百六十條 教員ニシテ一週間三十二時ヲ超ニ教授ヲ擔任スル者ニハ手當ヲ給スヘシ

第六百六十一條 學校長又ハ教員ニシテ特別ノ勤勞アル者ニハ慰勞金ヲ給スルコトヲ得

第六百六十二條 學校長又ハ教員ニシテ職務ノ爲傷損ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者ニハ療治料ヲ給スヘシ

第六百六十三條 教員ニハ土地ノ情況ニ依リ住宅料ヲ給スヘシ

第六百六十四條 第五百五十九條及第六十條ニ依リ給スル金額ハ府縣知事ニ於テ管理者ノ意見ヲ聞キテ之ヲ決定シ第六十一條乃至第六十三條ニ依リ給スル金額ハ管理者ニ於テ之ヲ決定スヘシ

第六百六十五條 本節ニ規定アルモノヲ除ク外俸給及旅費ノ支給方法ハ判任文官ノ例ニ準シ之ヲ決定スヘシ

第六百六十六條 第四百四十八條ニ掲クル表ニ依リ難キ事情アルトキハ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ新制幼稚園令通解



得

第六十七條 本節ニ學校長、教員トアルハ市町村立小學校ノ學校長、教員ヲ謂フ

### 第七章 編制及設備

#### 第一節 編制

第十三條 幼稚園ノ設置廢止、保育項目及其ノ程度、編制並設備ニ關スル規程ハ文

部大臣之ヲ定ム

第三條 幼稚園ノ幼兒數ハ百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マテニ増スコ

トヲ得

第四條 保姆一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス

第五條 幼稚園ニ於テハ年齢別ニ依リ組ノ編制ヲ爲スヲ常例トス

一 幼稚園の幼兒數は百二十人以下なることを本則とす。但し特別の事情あるときは約二百人までに増すことを得るなり。條文は約二百人とあるが故に二百

人を超過するも不可なきことは明かなり。然らば二百人を幾人まで超過して可なるかの問題は、法の問題は、法の問題なり。蓋し法が叙上の制限規定を設けたるは、一幼稚園の保育管理上より來るものなり。即ち幼兒數の多大に失するときは、園長は園務を掌理し所屬職員を監督するに不便を生じ遂には完全なる保育を行ふこと能はざるに至る。依つて二百人が二百五人又は二百十人となるは不可なきも、最早二百四五十人となることは許されざるものと思惟せらるる

二 一保姆の保育する幼兒數は約四十人以下とす。この制限規定も前項により類推せらるべし。尙是等の規定は舊令と異る點なし

第六條 幼稚園ノ幼兒數ハ約百 十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マテニ

増スコトヲ得

第七條 保姆一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス

#### 第二節 設備

新制幼稚園令通解

第十九條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

二二六

- 一 敷 地 道徳上及衛生上害ナキ所タルコト
  - 二 建物ハナルヘク平家造トシ組數ニ應スル保育室、遊戯室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フルコト
  - 三 保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナラサルコト
  - 四 遊園ハ幼兒一人ニ付ナルヘク一坪以上ノ割合ヲ以テ設クルコト
  - 五 保育用具、玩具、繪畫、樂器、黑板、机、腰掛、砂場等ヲ備ヘ其ノ他衛生上ノ設備ヲ爲スコト
- 三歳未満ノ幼兒ヲ入園セシムルモノニ在リテハ前項ノ外之ニ要スル相當ノ設備ヲ爲スヘシ
- 第二十條 建物ノ建設又ハ變更ハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受ケ位置ノ變更ニアラサル敷ノ變更ハ圖面ヲ具シ地方長官ニ開申スヘシ

一 幼稚園には左の設備を要す。(イ)敷地(園地)、(ロ)建物(園舎)、(ハ)遊園(運動場)、(ニ)園具(教具)これ等の設備は幼稚園を構成する物的要素なれば其の一を缺くことを許さず。蓋し幼稚園が保育の目的を達せんとするには、必ず叙

上の設備を要すればなり

(イ) 園地とは幼稚園の存在する土地をいふ。この園地は道徳上悪影響を受くることなく且つ衛生有害なき土地たるを要す。而して如何なる場所は道徳上及衛生上有害なりやは事實問題に屬す

(ロ) 園舎は平家建を原則とし、組數に相當する保育室・遊戯室其他必要なる諸室を設くべし。尙保育室の面積は、幼兒五人に付一坪より小からざることヲ要す。即ち一組三十人の幼兒を收容する保育室の廣さは六坪(十二疊敷)以上たるべし

(ハ) 遊園とは屋外の遊場をいふ。この遊場の廣さは可成一人の幼兒に對し一坪以上の割合たることを要す

(ニ) 園具とは幼兒保育のために使用する物件をいふ。例へば保育用具、樂器黑板、机、腰掛等の類なり。蓋し保育の效果は園具の有無及良否の如何によ

ること大なるものなれば務めて之れが設備を完成せざるべからず

第二百八條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 建物ハ平家造トシ保育室、遊戯室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フヘシ
- 二 保育室ノ大ハ幼児五人ニ付一坪ヨリ小ナルコトヲ得ス
- 三 遊園ハ幼児一人ニ付一坪ノ割合ヲ以テ設クルヲ常例トス
- 四 恩物、繪畫、遊戯道具、樂器、黑板、机、腰掛、時計、寒暖計、暖房器其ノ他必要ナル器具ヲ備フヘシ
- 五 敷地飲料水又採光窓ニ關シテハ小學校ノ例ニ依ルヘシ

- 二 尙幼稚令第六條但書の規定によりて三才未滿の幼児を入園せしむる幼稚園にありては、右の設備の外に特に三歳未滿の幼児を保育するに必要なる設備をなすことを要す。三歳未滿の幼児を保育するに必要なる設備とは特に醫學的監督より來る衛生的施設を意味するものなり(例へば看護婦醫師を置くが如きこと)
- 三 新令は幼稚園の普及を計るため、設備に關しては可成簡易とし、只管保育の

内容を充實せんがために、設備の如き物的要件より人的要件たる人に重きをおき、園長、保姆の資格を向上す。これ當を得たるものといふべし

参考一 外國幼稚園の設備及編制の概要

英國にありては、市町村(地方教育當局)は保育學校を自ら經營し又は他人の經營するものを補助する權能を有するものなり。私立の保育學校が地方教育當局より補助を受け居らざる場合は文部省は經常費の二分の一の補助金を支給することとなれり。従つてわが國に比して其の設備は完備せるものなり。保育學校規程第七條によれば、兒童の健康榮養身體保護につき必要なる施設並に兒童の年齢又は事情に適當せる訓練を施すべき適當なる設備を要すと規定す。又保育學校に關する訓令に於ても設備の一般規程を設け今これ等規程により考ふるに校舍選擇につき注意すべき事項は、まづ隣接に公園あらざる保育學校には花壇をなせる戸外の場所を要すべく、若しこの場所を得難きときは屋上運動上

を設くべし食事、休憩、睡眠室を設け置くは便宜多く、衛生室には應急の處置に應ずる設備を爲し置くべし。教室は採光換氣には特別の注意を拂ひ、廣さは一人當り約十三平方尺以上たるを要すと爲す。保育學校は家庭的なるを旨とすべきが故に、保育學校の理想的人數は四十人とす。而して如何なる場合に於ても百人を超ゆることを許さず

米國に於ては幼稚園の校舍並に設備につき深き注意拂はれ且つ研究せられつゝあり。これ等の研究の實際については、多くの著書にあることなれば茲には改めて述べず

一組の幼兒數を二十五人乃至三十人を以て最も適當なるものとす。尙六十名位の幼稚園にありて午前組、午後組と分ちて一人の教師によりて受持つも可なりとす

## 第八章 保育料入園料

**第十四條** 幼稚園ニ於テ保育料入園料等ヲ徵收セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ其ノ額ヲ定ムヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

本條は幼稚園の保育料入園料に關する規定なり。保育料とは小學校の授業料に相當するものにして、幼稚園といふ營造物に對する使用料なり。公立幼稚園に在りても市町村立小學校の授業料の如く其の金額に於て一定の制限を受くることなし（小學校令施行規則第七十四條以下参照）

## 第九章 附 則

附 則

新制幼稚園令通解

本令施行ノ際現ニ存シ小學校令ニ依リ設置セラレタル幼稚園ハ本令ニ依リ設置セラレタルモノト看做ス

本令施行ノ際現ニ幼稚園ノ保姆ノ職ニ在ル者ニシテ小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スルモノニハ地方長官ハ保姆檢定ヲ經スシテ保姆免許狀ヲ授與スルコトヲ得

本條については第五章に於て説明せり

# 私立幼稚園の經營

東京目白幼稚園長

和田 實

## 私立幼稚園の經營

東京目白幼稚園長

和田 實

私がお茶の水を止めて目白に小さな幼稚園を經營し始めてから、丁度今年が十一年目になります。是は在職中から人にも勸めて居つたことを自ら實行したに過ぎませんが、過去十ヶ年の經驗に因つて今迄人毎に勸めて居つたことが決して間違つては居なかつたと云ふことを益深く信ずると共に今後も亦大に勸めて小さな幼稚園の設立を促したいと思つて居る次第であります。元來幼稚園は通ふ子供の小さいと云ふことのために通學區域や送り迎へや、さては教育其ものゝ案配、組織など到底、多數の被教育者を同一の箇所を集めることの困難と不都合を持つものでありますから二百人三百人の子供を收容する大幼稚園は本性の性質上、出来ない譯であります

す。然れば四五十人程度の小さい幼稚園が所々に出来ることは最も望ましいことでもあります。或る教育政治家は「幼稚園教育を盛んならしむる方法は之を國民義務教育の系統中に入れることだ」と説いて居ましたが、是は目下の所迎も六ヶ敷いことで行はれ可くもありませんが之に反して私立幼稚園設立の奨励は決して困難でないと思ひます。爲政者の一考を煩はしたいと思ひます。

私立幼稚園の最も容易なる經營方法は教育者の副業として家庭的に組織することであります。今日の教育者は、主人の俸給丈で一家を支へて行くことは中々困難です。腕のある人は皆夫々相當の内職をして居りますが、特別の才能のないものには是は出来ません。夫れで私の考へたのは教育者の家族が老人も若い人も子供も一致して助け合ふことの出来ることでも然も教育者の自覺と品位とを失はないので、主人の収入を援け、安んじて教育事業に従ひ得るものはないかと云ふことでした。此考の結局する所が「理想的の小幼稚園」と一致して私立幼稚園の經營と云ふことにな

つた譯であります。斯様な譯で私の幼稚園は始めから充分な資本も投せず、保姆も立派な人を頼まず、出来る丈間に合はす主義で經營して参りました。併しながら勿論教育事業は營利的の仕事ではありません。幼稚園經營に因つて大に儲け様など、云ふ考へは毛頭ありません。唯之に因つて教育者の家族が如何にして主人と共に教育的社會奉仕を爲し得るかと思ふことを實現して見たいと思つたこと、一つには幾分でも働くと云ふことに因つて教育者の生活を向上させ安泰ならしむることが出来るかを實驗して見たいと思つた迄であります。過去十ヶ年の經驗は充分此希望を満足させました。幼稚園の經營が教育者の家族に因つて立派に副業的に經營され得ることを今は確信する様になりました。此實驗をするに都合の好かつたことは私の家内が小學校本科正教員の資格のあることでした。そこで私は家内には少し忙しいので氣の毒でしたが、思ひ切つて始めることにしました。そして此確信を得る迄の經驗を爲しました。併し茲に最も困難なことが二つありました。一つは私が此幼稚園

經營の始めに當つて本職を抛つたことでした。是は私の家内が過去に於て幼稚園の經驗がなかつたと云ふこと、私が自分で保母養生を一事業と爲やうとした爲めに止むを得ませんでした。今一つの困難は私が幼稚園經營後に生れた二人の子供でした。私が幼稚園を始める最初の隠れたる動機は自分の子供に自由な廣い遊び場を與へて、梅雨時分の外出の出来ない頃にも屋内の遊戯室を利用することに困つて充分體育を進めることが出来ると思つたことでしたが、實際の結果は一人を失ひ一人をかよはき神系質な子供にして居ります。尤も是とても決して當初の私の考へを裏切つたと云ふ程の譯ではありませんが、將來同様な計劃を爲さる人々には一考の必要あることゝ存じます。併し御心配なさいませぬ。私が二人の子供に失敗したのは、決して私の計劃が根本から悪かつたのでありません。唯私が幼稚園の建物を間取りするとき家族の病室とか産室とかに就いて適當な設備をしなかつたのが悪かつたのでした。

家族の居室は兎も角も、家族の病氣と産婦嬰兒の寢室とに就いては充分幼稚園の喧噪から免かるゝ様適當な位置を採り、之に便所と庭とを適宜に配す可きでしたが、私は是等の設備を怠つた爲めに前申した通り一人の子供を失ひ一人の子供を神系質な弱い子供にしなければならぬ様になりました。

(其詳細な事情は餘りに横道に入りますから茲には略すことに致しますが)

然れば右に申述べた様な二つの困難さへなければ小さい幼稚園は教育者の家族に因つて充分經營され得るものであることを斷言することが出来ますし、又斯くすることに因つて理想的な幼稚園は最も經濟的に實現することが出来ると思ひます。若し、此方法に因らないで單獨に幼稚園だけを實現し様とすると最初の設備費も、以後の經常費も、中々多分に要するもので、到底私人の經營に堪え得るものではありません。教育事業は悉く公立でなければならぬ理由はないのみならず、私學を奨励し、私人の教育を勵ますのは、國家教育の最も經濟的方法であります。私は幼稚園

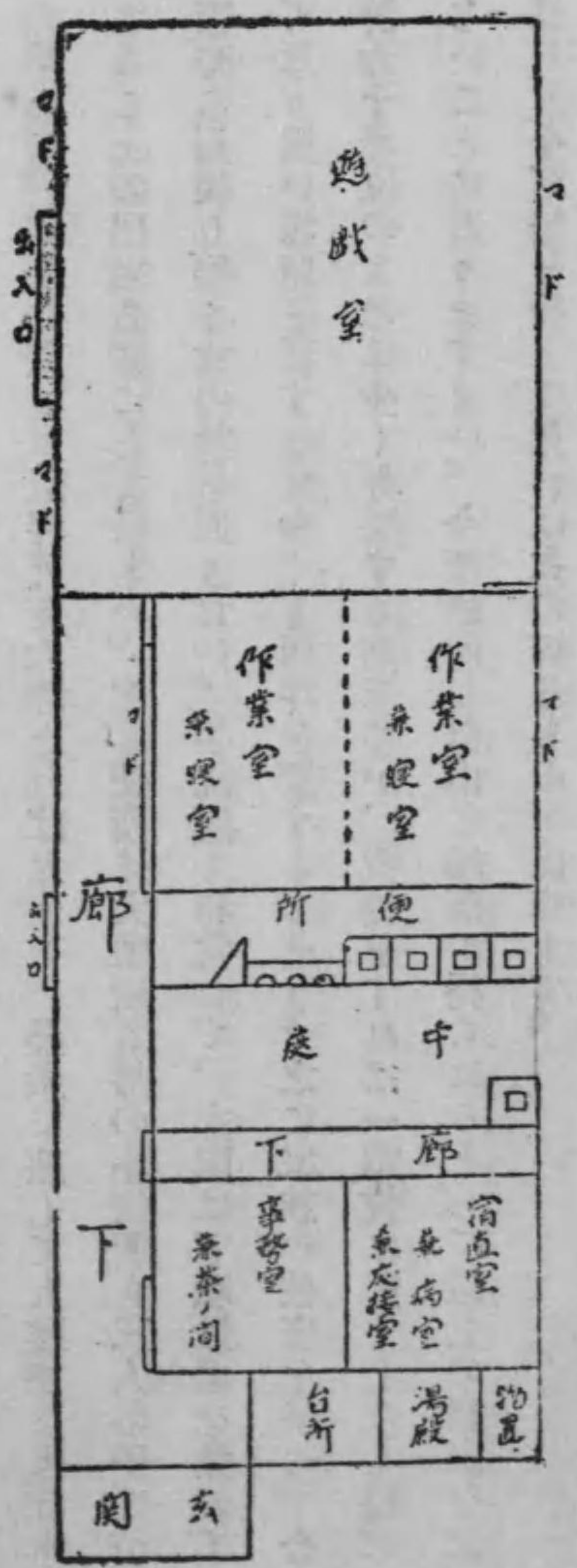


を盛んにする方法は此方法を措いて外にないと思つて居ります。天下數萬の教育者！ 何うか此方法に因つて、全家族を擧げて教育の上に盡されると共に教育者不遇の嘆を少しでも緩和する利益を得られんことを、切に希望する次第であります。

然らば最も簡易なる幼稚園は如何なる設備を要すればよいか、其建物は如何、其備品は如何に、今私の経験に因つて最も簡略にして然も充分教育的效果を上げ得可き程度のもを組織して見ませう。御参考となつて私立幼稚園の設立を援けることが出来れば幸の至りです。

一 大體の組織 主任保母は一人少くも小學校本科正教員の資格あるもの（設立者の夫人が之に當るとして）之に高等女學校卒業程度の助手一兩人（成る可く家族の中にて間に合す）幼兒の收容人數は基本計算を四十人とし漸次増加するものとして六十人迄は收容するものとす。若し六十人を超して收容せんとするときは此設備は根本より改むることを要するでせう。

二 建物 建物の中最も廣きを要するは遊戯室である。現在目白幼稚園は遊戯室を五間四方即ち二十五坪にして居るが少し窮屈を感じて居る。之は少くも今五坪を増して三十坪とする方がよいと思ふ。即ち五間に六間にするのが最も善いと思ふ。次に作業室は廣くなくとも著付きたる部屋を要する。之は四十乃至六十人の子供の爲めには少くも二つにしてほしい。一つは大きい子供の爲めに、一つは小さい子供の爲めに、部屋の廣さは五坪乃至六坪あれば足りる。疊敷で座しても腰掛でも仕事することの出来る様にしてほしい。次に便所は大便所も男の小便所も三人の子供が同時に用便し得る丈の數を置きたい。手洗所も相當して、玄關は下駄置場を兼ねて可なり廣い場所を要する。少くも四坪を要するでせう。之に家族の住室を併せて合計六十坪位のは少くも要する譯ですが、我慢をすれば一割位は狭くしても出来ないことはありますまい。今理想的な自由な地面が得られるとして以上の諸室を配置した平面圖を物して見れば次の様なものが出来ます。



運動場



一四〇

右の建物丈で五十九坪餘を要しますから、之に尙事務室に戸棚を増したり何かすると何うしても六十坪となりますが、止むを得なければ、一割位を減じて見ても宜しいと思ひます。屋外の運動場は百坪は少くも要ります。併せて地坪は二百坪あれば宜しいでせう。尤も庭は多い程結構ですから出来る丈廣くかつて畑でも造ることが適當です。

三 備品 是には什器に屬するもの、機械、標本、玩具、手工材料等ありますが今手當り次第心付き次第に列記して行つて見ませう。代價は土地の状況と時期とに因つて色々變化するでせうが、今假りに、フレール館發行十五年度保育用品目録に依つて上げました、愈注文する段になつたらば更に精査を要するでせうが、表記の代價より安くなることも高くなることは先づ少いと思ひます。當該目録にないものは記者の見込を上げました。

イ 幼児用卓子 作業室で用ゆるもので、二尺に六尺のものが一番便利ですが之

を更に二つに切つて二尺に三尺にして置くと片附けるに尙便利です。作業室を家族の寢室に利用するとしては更に折たゝみ式の茶ぶ臺を使つてもよいと思ひます。一脚四人用十脚を用意すれば充分で、代價は一脚十圓です。十脚の百圓でせう。

□ 幼児用腰掛 作業室は疊敷で座して、することにして腰掛を用ゐない方がよいでせう。腰掛が要るとすれば遊戯室の周圍に置くものです。之は成る可く遊戯室の周圍、適宜の場所に造り付けにこしらへるが一番經濟です。其他には移動用として倚り掛りのない極簡單なもの兩三脚あつたら宜しいでせう。一脚十圓のもので充分です。

ハ 黑板 黑板は作業室用も遊戯室の壁間に置くものも共に造り付けにこしらへるが輕便で經濟でせう、是は少し金を掛けても充分なものを設備して置くことが結極利益です、作業室に一間分二つ遊戯室に同四つとして、一間分が二十圓、全體で百二十圓を要しませう。

ニ 戸棚 物品整理用として戸棚、辨當棚、三角棚等が要ります。

戸棚は百圓、辨當棚は十圓、三角棚は十圓で、成る可く簡單に造ることにしませう。

ホ ピアノ 之は贅澤を云つては限りがありません。強いてなくてもですが、都會地なら成る可くある方が宜しいし、片田舎なら當分はなくても宜しいでせう。買ふとすれば和製の最も安いのを買ふのが最も經濟的です、代價は腰掛、被覆等を共にして五百圓あれば充分です。

ヘ オルガン 之は何うしても必要です。ピアノがあつても之は尙ある方がよいと思ひます。大してよいものでなくとも、百圓程度のもので宜しいでせう。

ト フレーベル式恩物 之は充分に設備したら大變ですが、然のみは爲なくともと思ひます。私の從來の經驗に因つて最簡に路して見ると次の様になります。

改良積木第三 一組 一組一圓十錢 十組 十一圓

色板第三	一組	七十錢	十組	七圓
箸	一箱	七十錢	十函	七圓
環	一組	八十錢	十組	八圓
紐	一組	二十錢	十組	二圓
粒	一函	二十五錢	十函	二圓五十錢

右の數種を交りく使はせれば夫れで充分です。恩物に多大の資金を最初から固定させることは考へるものです。私の考へでは之丈あれば充分子供に恩物的教育の効果を與へ得ると思つて居ます。

チ モンテッソリー式恩物 此恩物は一と通り備へ付けて置いて幼兒の發達検査用に使ふことは面白いと思ひますが、日常に使用することは要りません。最初の經濟的儉約的施設としてはマアなくてもよいでせう。

リ 自由玩具 玩具は數限りなくあるもの、幼稚園に常備して幼兒に用ゐさせる

ものとしては左記の數種が是非必要と思ひます。

セル氏積木	半組入	七十五圓
劍玉	五號	七十五錢
恩物獨樂	五人分	一圓二十五錢
三角お手玉	五人分	一圓七十錢
計數器	二個	四圓六十錢
七巧板	一號五組	五圓七十五錢
綾掛棒	五組	二圓五十錢
珠盤刺	五組	三圓
球入競争	二個	一圓
ゴム球	五個徑五寸	二圓五十錢
砂場用具	五組	四圓五十錢

- 細網 二本 徑五分 木綿紐 五十錢
- 太網 一本 徑一寸五分 木綿紐 長二丈 五圓
- 兵隊遊用玩具 適宜 五圓
- 飯事道具 適宜 五圓
- 交通遊用玩具 適宜 五圓

以上の外金に厭目がなければ幾らでも備へ付け得るものはありませんが然程迄はと略しました。

又、運動具、室内用として鳴居又は梁に引き掛け得るブランコ數個と滑り臺一個とあれば充分です。

- 室内用ブランコ 五個 二圓五十錢
- 室内用滑り臺 一個 二十五圓
- 庭園用ブランコ 四人分 百圓

- デスリツヂ遊動木 以下庭園用 五十圓
- 舟形木馬シーソー 十五圓
- 三輪車 四臺 三十圓
- 押し車 一個 三圓八十錢
- 引き箱 一個 二圓
- バスケットボール 十圓
- ル 標本及掛圖
- 植動物標本 五十種 五〇圓
- 昔話掛圖 一〇〇圓
- 歴史地理掛圖 一〇〇圓
- ヲ 事務用什器、之は成る可く簡單に間に合すとして机椅子、戸棚等を併せて百圓位で充分間に合ふでせう。

以上イよりルに至る迄を合計して見ると左の通りになります。

イ 卓子	一〇〇圓
ロ 腰掛	二〇圓
ハ 黑板	一二〇圓
ニ 戸棚類	一二〇圓
ホ ビアノ	五〇〇圓
ヘ オルガン	一〇〇圓
ト フレーベル式恩物	三七圓五十錢
チ モンテツソリー	—
リ 自由玩具	七四圓五〇錢
ヌ 運動具	二三八圓三〇錢
ル 標本及掛圖	二五〇圓

合計

一五六〇圓三〇錢

右の通りピアノをよしにしても一千圓を要します。是位は何うしても施設せなくてはなりません。併し此中の或ものを自作するとすれば、例へば掛圖類の如き、棚類の如き玩具類の如き、少し器用の人ならば随分自作することが出来ますから心掛けてこしらへるとすれば設備費一千圓は半額でも済むでせう。併し六十坪の建物は安くも坪七八十圓を要るでせうから、少くも五千圓の金がなくては何んな小さい幼稚園も出来ない譯ですが、若し建物を賃借することが出来れば案外容易に計劃することが出来ます。マア、さし當り適當な建物を賃借するとして經常費を概算して見ませう。先づ幼稚園四十人、一人一ヶ月保育料參圓として一ヶ月収入百二十圓一ヶ年千四百四十圓となります。其支出方面は左の通りです。

家屋賃借料	一ヶ月五〇圓	年額	六〇〇圓
保母俸給	二人分ニテ五〇圓	同	六〇〇、〇〇

私立幼稚園の經營

備品費	月額十五圓	同	一八〇、〇〇	一五〇
事務費	月額五圓	年額	六〇、〇〇	
計			一四四〇、〇〇	

右の計算には消耗玩具費や手工材料費や三大節等に、幼児に給與する菓子料並に冬期間特別に使用する暖房費等の計算がありませんが、是等は土地の状況に因り如何程にも経済的に出来るもので、一定に計算することは困難であるし、且其費用は保育料外に實費を徴収するのが便利ですから茲には計上しませんでした。私の幼稚園では保育料外に唯今では一圓宛徴收して是等の費用を支辨して居ります。

以上の計算では保母は二人して一ヶ月僅に五十圓の俸給しか得られませんが家賃を出さずには是丈の収入があるとしたら、先づ複業としては満走するより仕方がありません。若し幸にして幼児が六十人も入れば、相當の収入を得ることになるでせう。少し辛棒すれば此状態になることは間違ありませんから、教育者の生活を保證

する方法として最良のものと思ひます。

附

錄

附錄

附錄

附錄



# 幼稚園令

(大正十五年四月二十一日)  
勅令第七十四號

第一條 幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス

第二條 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得

市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ幼稚園ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設クルコトヲ得

第三條 私人ハ本令ニ依リ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得

第四條 幼稚園ハ小學校ニ附設スルコトヲ得

第五條 幼稚園ノ設置廢止ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 幼稚園ニ入園スルコトヲ得ルモノハ三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スル迄ノ幼兒トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳

未滿ノ幼兒ヲ入園セシムルコトヲ得

第七條 幼稚園ニハ園長及相當員數ノ保姆ヲ置クヘシ

第八條 園長ハ園務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

園長ノ資格ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第九條 保姆ハ幼兒ノ保育ヲ掌ル

保姆ハ女子ニシテ保姆免許狀ヲ有スル者タルヘシ

第十條 特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ定ムルトキハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ

保姆免許狀ヲ有セサル女子ヲ以テ保姆ニ代用スルコトヲ得

第十一條 保姆免許狀ハ地方長官ニ於テ保姆檢定ニ合格シタル者ニ之ヲ授與シ全國

ニ通シテ有效トス

保姆檢定ハ小學校教員ニ於テ之ヲ行フ

保姆ノ檢定及免許狀ニ關スル費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

保姆ノ檢定及免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十二條 幼稚園ノ職員ニ關シテハ小學校令第四十四條乃至第五十條ノ規定ヲ準用ス

第十三條 幼稚園設置廢止、保育項目及其ノ程度、編制竝設備ニ關スル親程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四條 幼稚園ニ於テ保育料入園料等ヲ徴收セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ其ノ額ヲ定ムヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

#### 附 則

本令施行ノ際現ニ存シ小學校令ニ依リ設置セラレタル幼稚園ハ本令ニ依リ設置セラレタルモノト看做ス

本令施行際現ニ幼稚園ノ保姆ノ職ニ在ル者ニシテ小學校ノ本科正教員タルベキ資格

ヲ有スルモノニハ地方長官ハ保姆檢定ヲ經ズシテ保姆免許狀ヲ授與スルコトヲ得

四

### 幼稚園令施行規則

(大正十五年四月二十二日  
文部省令第十七號)

第一條 幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼兒ヲ保育スヘシ

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス

常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシムコトヲ務ムヘシ

第二條 幼稚園ノ保育項目ハ遊戲、唱歌、觀察、談話、手技等トス

第三條 幼稚園ノ幼兒數ハ百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マテニ増スコトヲ得

第四條 保姆一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス

第五條 幼稚園ニ於テハ年齡別ニ依リ組ノ編制ヲ爲スヲ常例トス

第六條 幼稚園ニ於テハ保育項目、保育時數、組數等ニ應シ必要ナル員數ノ保姆ヲ置クコトヲ要ス

第七條 保姆免許狀ヲ有スル者ヲ得難キ場合ニ於テハ之ヲ有セサル女子ヲ以テ保姆ニ代用スルコトヲ得但シ保姆免許狀ヲ有セサル者ノ數保姆免許狀者ヲ有スルノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

特別ノ事情アルトキハ管理者又ハ設立者ハ當分ノ内期間ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第八條 公立幼稚園ノ園長タルヘキモノハ小學校ノ本科正教員又ハ保姆免許狀ヲ有スル者若ハ教員免許狀ニ依ル教員免許狀ヲ有スル者タルヘシ

第九條 保姆檢定ハ分テ無試験檢定及試験檢定トシ學力、性及身體ニ就キ之ヲ行フ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ保姆ノ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

六

- 一 小學校ノ本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者
  - 二 高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者若ハ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ合格又ハ卒業後一年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シタル者
  - 三 專門學校入學資格ヲ以テ入學資格トスル學校ニ於テ一年以上幼兒ノ保育ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
  - 四 従前ノ規定ニ依リ保姆免許狀ヲ取得シタル者ニシテ三年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シタル者
  - 五 其ノ他地方長官ニ於テ特ニ適當ト認メタル者
- 第十一條 保姆ノ試験檢定ハ左ノ科目ニ就キ尋常小學校本科正教員ノ試験檢定ノ程度ニ準シ之ヲ行フ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、兒童心理、教授法及管理法ノ大要

保育 育兒法、保育法、保育項目ニ關スル事項ノ實際

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀、作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、步合算、比例

歴史 國史ノ大要

地理 地理ノ大要

理科 理科ノ大要

圖畫 自在畫

手工 手工ノ大要

音樂 唱歌、樂器使用法

幼稚園令施行規則

體操 體操、遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

第十二條 高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者若ハ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試驗檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニ就キ試驗檢定ヲ行フトキハ修身教育、保育、圖畫、手工、音樂、體操以外ノ學科目ニ限リ其ノ試驗ヲ缺クコトヲ得

第十三條 小校令施行規則第四百條、第四百十四條、第四百十五條第四百十九條乃至第四百二十一條ノ規定ハ保姆ノ檢定及免許狀ニ關シ之ヲ準用ス

第十四條 幼稚園ノ職員ノ進退、職務、服務、懲戒、處分、業務停止及免許狀褫奪ニ關シテハ小學校職員ノ例ニ依ル

第十五條 公立幼稚園ノ職員ノ俸給、旅費其ノ他ノ諸給與ニ關スル規程ハ小學校令施行規則中小學校職員ノ例ニ準シテ地方長官之ヲ定ム

第十六條 前二條ノ場合ニ於テ園長ハ學校長ニ、保姆ハ正教員ニ、代用保姆ハ代用教員ニ準ス但シ月俸額ニ付テハ園長ハ本科正教員ニ、保姆ハ專科正教員ニ準ス

第十七條 幼稚園ヲ設置セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

- 一 名稱
- 二 位置
- 三 園則
- 四 設備
- 五 經費及維持ノ方法
- 六 開園ノ期日
- 七 私立幼稚園ニ在リテハ設立者ノ履歷書

前項第一號及二號ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第三號及第六號ノ變更ハ地方長

官ニ開申スヘシ

位置ニ關シテ敷地ノ面積、地質及附近ノ情況建物ノ配置ヲ記載シタル圖面及飲料水ノ定量分析表ヲ添付スヘシ

第十八條 幼稚園令第六條但書ノ規定ニ依リ三歳未満ノ幼兒ヲ入園セシメムトスルトキハ之ニ要スル施設ノ概要ヲ具シシ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 敷地ハ道德上及衛生上害ナキ所タルコト
- 二 建物ハナルヘク平家造トシ組數ニ應スル保育室、遊戲室其ノ他ノ必要ナル諸室ヲ備フルコト
- 三 保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナラサルコト
- 四 遊園ハ幼兒一人ニ付ナルヘク一坪以上ノ割合ヲ以テ設クルコト
- 五 保育用具、玩具、繪畫、樂器、黑板、机、腰掛、砂場等ヲ備ヘ其ノ他衛生上

ノ設備ヲ爲スコト

三歳未満ノ幼兒ヲ入園セシムルモノニ在リテハ前項ノ外之ニ要スル相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第二十條 建物ノ建設又ハ變更ハ圖面ヲ具シシ地方長官ノ認可ヲ受ケ位置ノ變更ニアラサル敷地ノ變更ハ圖面ヲ具シシ地方長官ニ開申スヘシ

第二十一條 幼稚園ヲ廢止セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ廢止ノ事由及期日並廢止後ノ幼兒ノ處分方法ヲ具シシ地方長官ニ申請スヘシ

第二十二條 公立幼稚園ノ費用負擔者又ハ私立幼稚園ノ設立者ヲ變更シ、私立幼稚園ヲ公立幼稚園ニ、公立幼稚園ヲ私立幼稚園ニ變更セムトスルトキハ第十七條ノ規定ヲ準用ス

第二十三條 園則中ニ規定スヘキ事項左ノ如シ

- 一 幼兒ノ定員及入園年齡ニ關スル事項
- 二 入園及退園ニ關スル事項
- 三 保育課程
- 四 保育期ノ區分、保育日數、每週保育時數、始業終業ノ時刻等ニ關スル事項
- 五 保育料、入園料等ニ關スル事項

附 則

本令施行ノ際従前ノ規定ニ依リ保姆檢定ニ關スル手續ヲ開始シタルモノニ在リテハ仍従前ノ規定ニ依ル

幼稚園令及幼稚園施行規則制定ノ要旨竝

施行上ノ注意事項(文部省訓令第九號)

今般勅令第七十四號ヲ以テ幼稚園令ヲ公布セラレ文部省令第十七號ヲ以テ幼稚園令施行規則ヲ公布セリ今左ニ之カ制定ノ要旨ヲ舉ケ且其ノ施行上特ニ注意スヘキ事項ノ大要ヲ示サム

從來幼稚園ニ關スル事項ハ小學校令並小學校令施行規則中ニ規定セラレタリ然レトモ時勢ノ進運ニ伴ヒ幼稚園ノ事業ハ漸ク順當ニ發達シ來リタルヲ以テ其ノ制度ニ就キテ考慮ヲ要スルノミナラス當今我カ國ニ於ケル社會ノ情勢ニ鑑ミテ一層其ノ施設ヲ改善スルノ必要アルヲ認ムコレ幼稚園令ノ公布ヲ見ルニ至リタル所以ナリ  
 兒童ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養セムトスルニハ幼時ヨリ之ニ著手スルヲ以テ優レリトスコレ家庭教育ヲ裨補スヘキ幼稚園施設ノ必要アル所以ナリ

殊ニ社會生活日ニ複雑ヲ加ヘ一家ノ事情意ヲ子女ノ教養ニ専ラニスルコト能ハサル者漸ク多カラムトスル今日ニ在リテハ幼稚園ノ任務ハ益々重要ノ度ヲ加ヘサルヲ得ス

幼稚園ノ設置ハ固ヨリ之ヲ任意トシ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ私人ヲシテ必要ニ應ジテ之ヲ設置スルヲ得シムト雖父母共ニ勞働ニ從事シ子女ニ對シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多數居住セル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及發達セムコトヲ期セサルヘカラス隨ツテ其保育ノ時間ノ如キハ早朝ヨリ夕刻ニ及フモ亦可ナリト認ム又幼稚園ニ入園セシムヘキ幼兒ノ年齢ニ就キテハ從來ノ規定ト同シク三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スルマテヲ原則トスルモ特別ノ事情アル場合ニ於テハ三歳未滿ノ幼兒ヲモ入園セシメ得ルコトトセリ之ヲ外國ノ實例ニ徵スルニ幼稚園ニ孩兒預所ヲ附設スルモノ尠カラス爲ニ特別ノ事情アル家庭ニ對シ便益ヲ與フル所頗ル大ナルモノアルカ

如シ右ノ規定ニ依リ三歳未滿ノ幼兒ヲ收容セムトスルニハ相當ノ設備ヲ要スルコト論ヲ俟タスト雖事情ノ許ス限リニ於テ適當ニ之ヲ實施スルハ當今ノ時勢ニ照ラシ亦極メテ必要ナリト信ス

園長及保母ノ資格ニ關シテハ公立幼稚園ノ園長タルヘキ者ハ小學校ノ本科正教員又ハ保母ノ免許狀ヲ有スル者若ハ教員免許令ニ依ル教員免許狀ヲ有スル者トシ保母ヨリ之ヲ兼スルヲ常例トスヘク保母ハ保母免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要シ概ネ尋常小學校本科正教員程度以上ノ者ヲ以テ之ニ充テムトス蓋シ保育ノ事タル決シテ輕易ノ業ニアラス保育ノ任ニ當ル者ノ人格カ幼稚ニ及ホス影響モ決シテ鮮少ナラス故ニ園長及保母ニハ教育者タル相當ノ素養アルコトヲ必要ナル條件トシ前記ノ資格ヲ定メタルナリ但シ保母ノ資格ヲ有セスト雖人物伎倆相當ナル者ハ一定ノ員數内ニ於テ代用保母トシテ之ヲ採用スルコトヲ得シメタリ

凡ソ教育上ノ效果ハ職トシテ教育者其ノ人ノ適否如何ニ由リ校舍設備ノ若キニ至リ



テハ寧ロ第二義ニ屬ス是ノ故ニ幼稚園ノ設備ニ關シテハ其ノ大綱ヲ規定スルニ止メカメテ土地ノ狀況ニ適應セシメ且其ノ設置ヲ容易ナラシムコトヲ期セリ  
右ノ外幼稚園ノ幼兒數、保姆一人ノ保育スル幼兒數等ハ略々從前ノ規定ニ從ヘリ唯保育項目ハ遊戯、唱歌談話、手技ノ外觀察ヲ加ヘテ自然及人事ニ屬スル觀察ヲナサシムルコトトシ尙從來ノ如ク其ノ項目ヲ限定セス當事者ヲシテ學術ノ進歩實際ノ經驗ニ應シテ適宜工夫セシムルノ餘地ヲ存シタリ  
地方長官ハ宜シク前記ノ趣旨ヲ體シ幼稚園保育ニ從事スル者ヲ督勵シテ一層其ノ實績ヲ擧ケシムルコトヲ期セラレヘシ

## 幼稚園令並同令施行規則實施ニ關スル

### 注意事項

一、幼稚園令附則第二項ハ小學校本科正教員(小學校本科正教員及尋常小學校本科正教員)ノ資格ヲ有スル者ニシテ同令施行ノ際現ニ幼稚園ノ保姆ノ職ニ在ル者ニ限り繼續シテ新令ニ依ル保姆タルノ資格ヲ有セシメムトスル趣旨ニシテ殊ニ公立幼稚園ノ保姆ハ待遇恩給等ノ關係モ有之ニ付右ニ該當スル者アルトキハ保姆檢定ヲ經ルコトナク同令施行ノ日附(大正十五年五月十二日)ヲ以テ保姆免許狀ヲ授與シ新令ニ依ラシムルト共ニ任命スルコト

二、幼稚園ニ於テ組ヲ編制シタル場合ニ於テハ少クモ組數ニ等シキ員數ノ保姆ヲ置キ組ヲ編制セザル場合ニ於テハ幼稚園令施行規則第四條ニ依リ其ノ幼兒數ヲ標準トシ、相當員數ノ保姆ヲ置クコト但シ保姆ヲ得難キ場合ニ於テハ幼稚園令施

行規則第七條ニ依リ一定ノ員數ノ代用保母ヲ採用スルハ固ヨリ差支ナシ

三、幼稚園令施行規則第十條第二號及第四號ノ「幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シタル者」トハ從前ノ規定又ハ幼稚園令ノ規定ニ依リ設置セラレタル幼稚園ニ於テ其ノ職員トシテ幼兒保育ノ實際ニ從事シタル者ヲ謂フ

四、幼稚園令施行規則第十條第三號ノ「專門學校入學資格ヲ以テ入學資格トスル學校」中ニハ高等女學校、實業學校等ノ高等科、專攻科、補習科等ヲモ含ムモノトス

五、幼稚園令施行規則第十條第三號ノ「幼兒ノ保育ニ適スル教育」トハ其學校ノ課程中ニ少クトモ修身、教育及保育音樂體操ヲ含ムモノヲ謂フ

六、幼稚園令施行規則第十條第四號ハ從前ノ規定ニ依ル保母免許狀ヲ取得シタル者及幼稚園令施行規則附則ニ依リ本令施行ノ際檢定手續開始中ナルニ依リ從前ノ規定ニ依ル保母免許狀ヲ取得シタル者ニ對スル無試驗檢定ノ途ヲ規定シタルモ

ノニシテ其ノ幼兒保育ニ從事シタル年數ハ免許狀取得ノ前後ヲ問ハズ通算シ得ルコト

七、幼稚園令施行規則第十條第五號ニ依リ保母免許狀ヲ授與スル場合ニ於テハ左ノ調査標準ニ依リ慎重調査ヲ遂ゲ其ノ成績特ニ優秀ナル者ニ限り之ヲ授與シ得ルコト

### 調査標準

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ別記取調書ノ程度ニ依リ補修ノ經歷アル者

一、小學校專科正教員ノ免許狀取得後三年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シ現ニ其ノ職ニ在ル者

二、小學校ノ准教員ノ免許狀取得後五年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シ現ニ其ノ職ニ在ル者小學校ノ教育ニ從事シタルコトアル者ハ二年ヲ限り之ヲ右

ノ年數中ニ算フルコトヲ得

三、高等小學校程度以上學力ヲ有シ繼續シテ五年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ

從事シ現ニ其ノ設ニ在ル者ニシテ練達シ其ノ成績收ニ優秀ナル者

前項ニ依リ保母免許狀ヲ授與シタル場合ニ於テハ直ニ別記書式ニ依ル取調書

履歷書及實地視察復命書寫ヲ添付シ本省ニ報告スルコト

右履歷書様式ニ關シテハ大正十年八月十三日發音三二〇號、普通學務局通牒小學校

教員免許狀授與調查標準及報告方中ノ書式及記載上ノ注意ヲ準用ス

取調書様式ハ左表ニ依ルコト

年 月	既得幼稚園 免許保育從 事年數	學科補習ノ時數										職 氏 名 年			
		身修	教育及	國算	歷史	地理	圖工	手音	體裁	樂操	縫裁				

備考

(一)大正十年八月十三日發音三二〇號普通學務局通牒小學校教員免許狀授與調  
查標準及報告方中小學校本科正教員ノ取調書記載上ノ注意ニ準シ記入スベシ

(二)專科正教員ニ在リテハ其ノ免許狀ヲ有スル學科目ハ之ヲ缺クコトヲ得

八、公立幼稚園ノ園長及保母ノ休職ノ際ニ用フル辭令ノ様式ニハ例ヘバ「幼

稚園令施行規則第十四條(小學校令施行規則第百  
二十條後段)ニ依リ退職ヲ命ス」ノ如ク小學校

令施行規則中ノ準據條目ヲモ明示スルコト

九、三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムル場合ハ相當員數ノ保母ノ外更ニ育兒ノ實際ニ付

經驗アル子守婦ヲ置ク等必要ナル施設ヲナスコト

十、幼稚園令施行規則ノ保母檢定ニ關スル手續ハ試驗檢定ニ在リテハ告示等ニ依リ

無試驗檢定ニ在リテハ願書ノ受付ニ依リ開始シタルモノトシテ取扱フコト

(一)小學校ノ准教員ノ免許狀取得後保母ノ職ニ在リ大正十五年五月十一日迄引續

キ在職シ其ノ年數三年以上ニ及ビタル者  
 (一)師範學校附屬幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シ師範學校規程第七條第二項ニ  
 該當セサルモノニシテ大正十五年五月十一日迄引續キ在職シタル者

幼稚園名稱、位置、設置、設立者、園長

道府	名稱	位置	設置年月	設立者	園長
文部省	東京女子高等師範學校附屬幼稚園 奈良女子高等師範學校附屬幼稚園	東京市本郷區湯島 奈良市東向北町	明九、六 大元、二		
北海道	室蘭市成徳尋常高等小學校附屬幼稚園 遺愛幼稚園 第二遺愛幼稚園 私立函館幼稚園 双葉幼稚園 名寄幼稚園 旭川託兒所愛兒院 結華女學校附屬幼稚園 旭川實科高等女子校附屬幼稚園 北嶺尋常高等小學校附屬幼稚園	室蘭市茶津町 函館市元町 函館市大繩町 函館市榮町 函館市榮町 河西郡帶廣町 上川郡名寄町 旭川市一條通 旭川市四條通 旭川市四條通 旭川市	大八、四 大二、一〇 大四、二 明三、五 大二、一 大三、二 大三、五 大三、九 大九、五 明四、四	室蘭市 アリス、チニ アリス、チニ 信濃助治 大井淺吉 小北甚之助 佐野文子 高平常世 澤井兵次郎 武藏卓	白戸俊夫 大久保キミ 大井淺吉 小北甚之助 佐野文子 高平常世 澤井兵次郎 永松種藏